











三 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする日

四 登録消防講習事務を休止しようとする期間

五 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第十二条の二の十四** 登録消防講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えておかなければならぬ。

登録消防講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録消防講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録消防講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法

**第十二条の二の十五** 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録消防講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用にかかる電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

**第十二条の二の十六** 国土交通大臣は、登録消防講習が第十二条の二の八第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録消防講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。  
(改善命令)

**第十二条の二の十七** 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が第十二条の二の十の規定に違反していると認めるときは、その登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務の改善に必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

(登録の取消し等)

**第十二条の二の十八** 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の二の六第一号の規定による登録を取り消し、又は期間を定めて登録消防講習に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

一 第十二条の二の八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十二条の二の十一から第十二条の二の十三まで、第十二条の二の十四第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十二条の二の十四第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の二の七及び第十二条の二の八の規定による登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

**第十二条の二の十九** 登録消防講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録消防講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項

二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録消防講習の修了証明書の交付等に関する事項

四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の微収)

**第十二条の二の二十** 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要な限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に関する報告ができる。

(公示)

**第十二条の二の二十一** 國土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならぬ。  
一 第十二条の二の六第一号の規定による登録をしたとき。  
二 第十二条の二の十一の規定による届出があつたとき。  
三 第十二条の二の十三の規定による届出があつたとき。  
四 第十二条の二の十八の規定により第十二条の二の七及び第十二条の二の八の規定による登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)

**第十二条の二の二十二** 第十二条の二の六第二号の登録は、登録学科講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の二の六第二号の登録学科講習の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録学科講習の実施に関する事務(以下「登録学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録学科講習事務を開始しようとする日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

　　ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

**第十二条の二の二十三** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 有害液体物質の化学的特性及び物理的特性に関する知識

ロ 有害液体物質の取扱いに関する実務

ハ 有害液体物質の処理に関する知識

ニ 有害液体物質を輸送する船舶における火災、爆発及び消防実務

ホ 検知器具及び保護具の取扱い方法

ヘ 災害防止対策

ト 海上汚染防止対策

チ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、別表第一の二の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第九条の第四第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条の二の二十六において準用する第十二条の二の十八の規定により第十二条の二の第六第二号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。					
一 登録年月日及び登録番号					
二 登録学科講習を行う者（以下「登録学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名					
三 登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地					
四 登録学科講習事務を開始する日 (登録の更新)					
<b>第十二条の二の二十四</b> 第十一条の二の六第二号の規定による登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。					
2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。					
(登録学科講習事務の実施に係る義務)					
<b>第十二条の二の二十一五</b> 登録学科講習実施機関は、公正に、かつ、第十二条の二の二十三第一項各号に掲げる要件に適合する方法及び次に掲げる基準に適合する方法により登録学科講習事務を行わなければならない。					
一 講習は、講義により行われるものであること。					
二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。					
<b>講習科目</b>					
一 有害液体物質の化学的特性 及び物理的特性に関する知識	二時間				
二 有害液体物質の取扱いに関する実務	二時間				
三 有害液体物質の処理に関する知識	二時間				
四 有害液体物質を輸送する船 舶における火災、爆発及び消 火実務	二時間				
五 檢査器具及び保護具の取扱 い方法	一時間				
六 災害防止対策	一時間				
二時間					

七 海上汚染防止対策	八 海洋汚染及び海上災害の防 止に関する法令	九 第十二条の二の二十六 第十二条の二の二十一から 第十二条の二の二十一までの規定は登録学科講習の訓 習、登録学科講習実施機関及び登録学科講習の訓 習実施に関する事務について準用する。
（準用）	（有害液体汚染防止規程を定めるべき船舶）	（有害液体汚染防止規程を定めるべき船舶）
第一十二条の二の二十七 法第九条の四第二項の国 土交通省令で定める船舶は、総トン数五百五十ト ン以上の有害液体物質を輸送する船舶（引かれ 船等を除く。）とする。	第一十二条の二の二十八 有害液体汚染防止規程に 定めるべき事項は、次のとおりとし、その内容は、 当該船舶に乗り組む船員が有害液体物質の不適正な 排出を防止するために遵守すべきものとして適切な 一 有害液体汚染防止管理者の選任及び解任の手 続、職務並びに権限に関する事項（有害液体 体汚染防止管理者を選任すべき船舶に限る。） 二 有害液体汚染防止規程の変更の際の手続に 関する事項	第一十二条の二の二十九 法第九条の四第二項の国 土交通省令で定める船舶は、総トン数五百五十ト ン以上の有害液体物質を輸送する船舶（引かれ 船等を除く。）とする。
（有害液体汚染防止規程）	（有害液体物質の不適正な排出の防止のための機器の 取扱い、点検及び整備に関する事項）	（有害液体物質の不適正な排出の防止設備その他の機器の 取扱い、点検及び整備に関する事項）
三 次の場合において有害液体物質の不適正な 排出の防止のためによるべき措置に関する事 項	四 有害液体物質排出防止設備その他の機器の 取扱い、点検及び整備に関する事項	五 有害液体物質記録簿への記載、有害液体物 質記録簿の保管その他の有害液体物質記録簿 に関する事項
六 廃有害液体物質等処理施設の利用に関する事 項		

三 貨物 の取 卸 し		二 船内 における 貨物 の移 替え		一 貨物 の積 込み		有害液体 事項	
号	2	1	2	1	積込みの場所		
3	3	4	3	2	貨物を積み込んだ貨物艤の識別記号	液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の有害液体物質記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。	（有害液体物質記録簿）
1	1	4	4	1	積込みの場所	液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の有害液体物質記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。	（有害液体物質記録簿）
2	2	3	3	2	貨物を積み込んだ貨物艤の識別記号	液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の有害液体物質記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。	（有害液体物質記録簿）
1	1	2	2	1	積込みの場所	液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の有害液体物質記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。	（有害液体物質記録簿）

九 事 故 理 由 に よ る 例 外 的 3	九 事 故 其 他 の 2	九 事 故 排 出 の 状 況 3	八 貨 物 水 巴 拉 斯 ト の 排 出 又 は 處 分 ト の 排 出 へ 処 分 し た か の 別 3	七 貨 物 水 巴 拉 斯 ト の 積 込 み 刻 1	六 洗 淨 水 の 排 出 號 及 び 次 に 掲 げ る 事 項 （1） （2）	五 予 備 1 1	四 預 備 1 2	三 洗 淨 水 の 處 分 方 法 1 2	二 洗 淨 方 法 1 2	一 手 引 書 に お い て 、 予 備 洗 淨 （令 別 表 第 一 の 六 第 一 号 口 （2） 又 は 第 二 号 口 に 規 定 す る 方 法 によ り 貨 物 船 を 洗 淨 す る こ と を い う 。 以 下 こ の 表 に お い て 、 同 じ 。 行 わ な く れ ば な ら ん い と さ れ て い る か ど う か の 別 ）
										表において同じ。に従つて行わたることを確認したかどうかの別
										（2）空になつていない場合には、当該貨物船に残留する貨物の量
										4 手引書において、予備洗浄（令別表第一の六第一号口（2）又は第二号口に規定する方法により貨物船を洗浄することをいう。以下この表において同じ。）を行わなければならぬとされているかどうかの別
										5 予備洗浄した時刻、貨物船の識別記号並びに当該貨物船に積載されていた貨物の名称及び分類
										6 洗浄水を排出したタンクの識別記号及び次に掲げる事項
										7 貨物船の洗浄中に洗浄水を排出した場合には、排出時の排出率
										8 貨物船の洗浄中に洗浄水を積み込んだ貨物船の積込み刻
										9 排出中の船舶の速力
										10 排出を開始した時刻及び完了した時刻
										11 水バラストを積み込んだ船舶の排出中の船舶の速力
										12 水バラストを排出したか受入施設へ処分したかの別
										13 水バラストの排出又は処分を開始した時刻及び完了した時刻
										14 排出中の船舶の速力
										15 排出された有害液体物質の名称、分類及び概量

2 な有害液体物質の排出

一 前項の規定によるほか、ストリッピング装置（技術基準省令第一二七条第一項に規定するストリッピング装置をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を有害液体物質記録簿に記載しなければならない。

一 ストリッピング装置が故障した時刻及び故障の状態

二 ストリッピング装置の故障の原因

三 ストリッピング装置が作動可能な状態になった時刻

3 第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第九条の五第二項に規定する有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該有害液体物質記録簿とみなす。

4 第一項に規定する有害液体物質記録簿への記載は、第一号の四の四様式によることとする。

5 法第九条の五第二項に規定する者は、第一項の表の上欄に掲げる作業が受入施設を利用して行われた場合は、その都度、当該利用に関する事実を証する書類を有害液体物質記録簿に添付しなければならない。

（未査定液体物質の輸送の届出）

第十二条の二の三十一 法第九条の六第二項の規定により未査定液体物質の輸送の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該未査定液体物質を輸送する船舶の船舶番号、船名、総トン数及び航行区域

三 当該未査定液体物質の名称、構造式又は示性式及び量

四 当該未査定液体物質の積込港及び揚荷港並びに当該未査定液体物質を輸送する船舶の航行経路

五 輸送予定期日

六 荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

（第二節 登録確認機関）

（登録の申請）

第十二条の二の三十二 法第九条の七（法第九条の八第一項において準用する場合を含む。）の

規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

2 登録確認機関は、法第九条の十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に

され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

<p>規定による登録（以下この節において「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 確認業務を行おうとする事業場の名称及び所在地</p>
<p>三 前号の事業場ごとの確認員の数</p> <p>四 確認業務を開始しようとする日</p>
<p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 登録申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）、個人である場合には、住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）</p>
<p>二 確認業務に用いる法第九条の七第二項第一号に規定する機器の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類</p>
<p>三 確認員が法別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類</p>
<p>四 登録申請者が法第九条の七第二項第三号及び第三項各号に該当しないことを信じさせるに足る書類</p>
<p>（登録確認機関登録簿の記載事項）</p>
<p>第五条の二の三十三 法第九条の七第四項第四号（法第九条の八第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>一 確認業務を行う事業場の名称</p> <p>二 確認業務を開始しようとする日</p>
<p>（登録事項の変更の届出）</p>
<p>第十二条の二の三十四 登録確認機関は、法第九条の十の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、海上保安庁長官に提出しなければならない。</p>
<p>一 変更しようとする事項</p> <p>二 変更しようとする日</p> <p>三 変更を必要とする理由</p>
<p>（確認業務規程の認可の申請）</p>
<p>第十二条の二の三十五 登録確認機関は、法第九条の十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る確認業務規程を添付して、海上保安庁長官に提出しなければならない。</p>
<p>（確認業務規程の認可の申請）</p>
<p>二 変更しようとする事項</p> <p>三 変更を必要とする理由</p>
<p>二 変更を必要とする年月日</p>
<p>三 変更を必要とする理由</p>
<p>（確認業務規程の記載事項）</p>
<p>第十二条の二の三十六 法第九条の十一第三項の国土交通省令で定める確認業務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>一 確認の申請の受理に関する事項</p>
<p>二 確認業務の料金に関する事項</p>
<p>三 確認業務の実施方法に関する事項</p>
<p>四 事前処理確認済証の交付に関する事項</p>
<p>五 確認事務に関する秘密の保持に関する事項</p>
<p>六 確認事務に関する公正の確保に関する事項</p>
<p>七 その他確認業務の実施に関する必要な事項（確認員の選任の届出等）</p>
<p>第十二条の二の三十七 登録確認機関は、法第九条の十二第一項前段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p>
<p>一 確認員の氏名、生年月日及び経歴</p> <p>二 前号の者が確認業務を行う事業場の名称及び所在地</p>
<p>（電磁的記録に記録された事項の表示方法）</p>
<p>二 登録確認機関は、確認員について前項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は確認員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を届け出なければならない。</p>
<p>（電磁的記録に記録された事項の表示方法）</p>
<p>三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法とする。</p>
<p>（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）</p>
<p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の</p>
<p>使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信</p>

され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとし、磁気ディスクその他これに準ずる方法によつて一定の情報を確実に記録しておくることがができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交換する方法、前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できることでなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

**第十二条の二の四十** (登録確認機関は、法第九条の十五の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする確認業務の範囲

二 確認業務の全部又は一部を休止し、又は廢止しようとする日

三 確認業務の全部又は一部を休止しようとする期間

四 確認業務の全部又は一部を休止し、又は廢止しようとする理由

(立入検査をする者の身分証明書)

**第十二条の二の四十一** 法第九条の十八第二項の職員の身分を示す証明書は、第一号の四の五様式によるものとする。

(帳簿の記載等)

**第十二条の二の四十二** 法第九条の二十の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 確認業務を実施した船舶の船名  
確認業務を実施した年月日  
確認業務を実施した場所  
確認業務を実施した確認員の氏名  
確認業務の対象となつた物質名  
確認業務を実施した貨物船の数  
荷送人の氏名又は名称  
荷受け人の氏名又は名称

二 事前処理の方法  
事前処理に使用した洗浄水の処理業者の氏名又は名称

三 事前処理に使用した洗浄水の処理方法  
登録確認機関は、確認業務を行う事業場ごとに前項に定める事項を記載した帳簿を備え、確認業務を実施した日から五年間保存しなければならない。



(船舶発生廃棄物汚染防止規程を定めるべき船舶)

**第十二条の三の三**

法第十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。第十二条の三の五において同じ。）十五人以上の船舶とする。

(船舶発生廃棄物汚染防止規程)

**第十二条の三の四**

法第十条の三第一項の国土交通省令で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業を行ふもの（第七号において「乗組員等」という。）に対する船舶発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項の周知及び教育を担当する者の氏名

二 船舶発生廃棄物汚染防止規程の変更の際の手続に関する事項

三 船舶発生廃棄物の収集、貯蔵、処理及び排出の際に船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止のための措置に関する事項

四 粉碎装置その他の船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止のための機器の取扱い、点検及び整備に関する事項

五 船舶発生廃棄物記録簿への記載、船舶発生廃棄物記録簿の保管その他の船舶発生廃棄物記録簿に関する事項

六 船舶発生廃棄物の受入施設の利用に関する事項

七 船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止のため乗組員等が遵守すべき事項の周知及び教育に関する事項

(船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶)

**第十二条の三の五**

法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数四百トン以上生廃棄物の排出その他の船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる作業とし、船舶発生廃棄物記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項に行き行うものとする。

(船舶発生廃棄物記録簿)

**第十二条の三の六**

法第十条の四第二項の船舶發

生廃棄物の排出その他の船舶発生廃棄物の上欄に掲げる作業とし、船舶発生廃棄物記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項に行き行うものとする。

船舶発生廃棄物事項の排出その他の船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業

**第十二条の三の八**

法第十条の十二第一項の確認申請書

の申請書は、当該廃棄物が法第十条第二項第五号イ又はロに掲げるものであるときは第一号の五の二様式に、当該廃棄物が同項第六号に掲げるものであるときは第一号の五の三様式によるものとする。

前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 排出海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

2

前項の規定による掲示に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付さなければならぬ。

3

再交付するものとする。

4

当該海域に至る航行経路を示す図面

5

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

6

当該海域に至る航行経路を示す図面

7

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

8

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

9

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

10

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

11

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

12

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

13

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

14

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

15

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

16

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

17

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

18

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

19

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

20

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

21

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

22

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

23

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

24

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

25

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

26

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

27

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

28

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

29

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

30

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

31

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

32

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

33

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

34

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

35

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

36

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

37

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

38

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

39

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

40

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

41

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

42

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

43

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

44

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

45

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

46

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

47

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

48

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

49

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

50

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

51

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

52

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

53

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

54

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

55

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

56

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

57

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

58

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

59

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

60

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

61

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

62

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

63

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

64

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

65

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

66

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

67

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

68

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

69

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

70

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

71

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

72

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

73

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

を添付しなければならない。

74

当該海域の位置及び範囲並びに積込地から

イ 荷役設備（口に掲げるものを除く。）廃棄物の適正な排出を確保することができるものであること。

ロ ポンプ及び管廃棄物の積込み及び排出のための専用のものであり、かつ、ポンプの前後の管には止め弁を備えていること。

ハ 船底の排出弁開鎖した状態において水密構造となるものであること。

二 船底の開閉扉開鎖した状態において廃棄物が脱落しないような構造のものであり、かつ、船体の動搖等により開放しないような装置を有するものであること。

二 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）別表第二号上欄に掲げる廃棄物の排出（法第十条第二項第四号に適合する排出を除く。）に使用される船舶については、前号の規定にかかるわらず、同号ロに掲げる設備（排出口が海面下にあるものに限る。）又は同号ハに掲げる構造を有し、かつ、一時間当たりの排出量を二千立方メートル以下とすることができる。

三 貨物艤には、船体の動搖等により廃棄物が脱落し、流出し、又は飛散しないためのハッチカバー若しくは覆い布又はこれらに類する設備若しくは構造を有すること。また、暴露甲板に廃棄物を積載する船舶については、適切なフェンス及び固縛装置を有すること。

四 貨物艤にバラストを積み込む船舶については、当該貨物艤の洗浄装置を有すること。

五 自船の位置を正確に測定できるGPS受信機を有すること。ただし、すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（令別表第一の五に掲げる南極海域にあっては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。）及び引かれ船等（以下「近距離船」という。）及び引かれ船等（以下「近距離船」という。）及び引かれ船等である船舶については、この限りでない。

六 近距離船（引かれ船等である船舶を除く。）については、自船の位置を測定できる装置を有すること。

七 当該船舶の航行状況を自動的に記録するとともに、第五号に掲げる設備及び廃棄物の排出のための設備又は構造と連動して廃棄物の排出の日時及び当該日時における船舶の位置を有すること。

を自動的に記録する装置を有すること。ただし、近距離船及び引かれ船等である船舶については、この限りでない。

造以外の廃棄物の排出のための設備又は構造であつて管区海上保安本部長の承認を受けたもの有する船舶については、当該承認を受けた設備又は構造を有することをもって同項第一号又は第二号の基準に代えるものとする。

（登録の実施及び登録済証）

第十二条の六 法第十一条の登録は、登録簿に法第十二条第一項各号に掲げる事項を記載し、かつ、その指定しようとする登録番号を定め、これを登録簿に記載することによつてしなければならない。

2 法第十三条第一項の規定により交付する登録（登録番号及びその表示の方法）

第十二条の七 法第十三条第一項の規定により指定する登録番号（第十二条の九第五項の規定により指定する登録番号を含む。）は、法第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用する船舶であることを表示する文字、管区海上保安本部の名称を表示する数字及びその他の数字からなるものとする。

2 登録番号は、第一号の八様式の例により、船橋の両側及び両舷に鮮明に表示しなければならない。ただし、船橋のない船舶及び船橋の両側に表示することが困難な船舶については、船橋の両側に表示することを要しない。

（登録事項の変更の届出）

2 法第十四条の規定により法第十二

第一条第一項各号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その変更のあつた日から二週間以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備えられた管区海上保安本部長に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

5 管区海上保安本部長は、前項の規定による記載をしたときは、新たに登録番号を指定して当該届出をした者に通知するとともに、当該届出をした者に登録済証を提出させてその書換えをするものとする。

（常用廃止の届出）

第十二条の十 法第十四条の規定により常用の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

2 管区海上保安本部長は、前項の規定による記載をしたときは、新たに登録番号を指定して当該届出をした者に通知するとともに、当該届出をした者に登録済証を提出させてその書換えをするものとする。

（常用廃止の届出）

第十二条の十一 法第十四条の規定により常用の廃止の届出をしようとする者は、その変更のあつた日から二週間以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備えられた管区海上保安本部長に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

2 当該船舶の船名

3 当該船舶の登録番号

4 常用しなくなつた理由

5 （登録済証の再交付）

2 第十二条の四第二項の規定は前項の届出書（法第十二条第一項第五号の事項の変更に係るものに限る。）について、第十二条の四第三項

の規定は前項の規定による変更の届出があつた場合について準用する。

（登録簿の記載の変更及び登録済証の書換え）

第十二条の九 管区海上保安本部長は、前条第一項の規定による変更の届出を受理したときは、法第十五条の規定により当該船舶の登録を取り消す場合を除き、変更された事項を登録簿に記載しなければならない。

2 管区海上保安本部長は、前項の規定による記載をしたときは、当該届出をした者に登録済証を提出させてその書換えをするものとする。

3 前条第一項の規定による変更の届出が廃棄物の主な積込地を他の管区海上保安本部の管轄区域内に変更したことによるものである場合に、第一項の規定にかかるわらず、その届出を受理した管区海上保安本部長は、当該届出書及び当該船舶に係る登録簿をその変更後の廃棄物の主な積込地を管轄する管区海上保安本部に送付しなければならない。

4 前項の規定により届出書及び登録簿の送付を受けた管区海上保安本部長は、法第十五条の規定により当該船舶の登録を取り消す場合を除き、変更された事項を当該登録簿に記載するとともに、新たに指定しようとする登録番号を定め、これを当該登録簿に記載しなければならない。

5 管区海上保安本部長は、前項の規定による記載をしたときは、新たに登録番号を指定して当該届出をした者に通知するとともに、当該届出をした者に登録済証を提出させてその書換えをするものとする。

（常用廃止の届出）

第十二条の十 法第十四条の規定により常用の廃止の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

2 管区海上保安本部長は、前項の規定による記載をしたときは、新たに登録番号を指定して当該届出をした者に通知するとともに、当該届出をした者に登録済証を提出させてその書換えをするものとする。

（常用廃止の届出）

第十二条の十一 法第十四条の規定により常用の廃止の届出をしようとする者は、その変更のあつた日から二週間以内に、その変更前の登録に係る登録簿を備えられた管区海上保安本部長に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

2 当該船舶の船名

3 当該船舶の登録番号

4 常用しなくなつた理由

5 （登録済証の再交付）

2 第十二条の四第二項の規定は前項の届出書（法第十二条第一項第五号の事項の変更に係るものに限る。）について、第十二条の四第三項

2 管区海上保安本部長は、前項の申請が正当であると認めるときは、登録済証をその者に再交付するものとする。

（登録済証の返納）

第十二条の十二 船舶所有者は、次の各号に掲げる場合に、遅滞なく、その受有する登録済証（第三号の場合にあつては、発見した登録済証）を当該登録済証に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に返納しなければならない。

一 法第十四条の規定により常用の廃止の届出をしたときには、登録済証を紛失したことにより登録済証の再交付を受けた後その紛失した登録済証を発見したとき。

二 法第十五条の規定により登録を取り消されたとき。

三 登録済証を紛失したことにより登録済証の再交付を受けた後その紛失した登録済証を発見したとき。

（登録の抹消）

第十二条の十三 管区海上保安本部長は、法第十四条の規定による常用の廃止の届出を受理したとき、又は法第十五条の規定による登録の取消しをしたときは、その常用を廃止し、又はその取消しをした船舶に係る登録を抹消しなければならない。

2 船舶所有者は、法第十二条の登録を受けた船舶を法第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなかつたとき、又は法第十五条の規定による登録の取消しをしたときは、その常用を廃止し、又はその取消しをした船舶に係る登録を取り消されたときは、遅滞なく、当該船舶に表示していた登録番号を抹消しなければならない。

3 船舶所有者は、法第十二条の登録を受けた船舶を法第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなかつたとき、又は法第十五条の規定による登録の取消しをしたときは、その常用を廃止し、又はその取消しをした船舶に係る登録を取り消されたときは、遅滞なく、当該船舶に表示していた登録番号を抹消しなければならない。

（廃棄物処理記録簿）

第十二条の十四 法第十六条第二項の廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる作業（法第十条第二項第一号、第二号、第七号又は第八号の規定によつてする廃棄物の排出に関するものを除く。）とし、廃棄物処理記録簿への記載は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

一 船舶への廃棄物の積込み	二 他の廃棄物の取扱いに関する作業	三 積込みの日及び積込地
3 積載場所	2 積み込んだ廃棄物の種類及び量	1 積込みの日及び積込地
一 船舶への廃棄物の積込み	二 積み込んだ廃棄物の種類及び量	三 積載場所
3 積載場所	2 積み込んだ廃棄物の種類及び量	1 積込みの日及び積込地

二 廃棄物の排出 (第四号及び第五号の上欄に掲げるものを除く。)	船舶からの 廃棄物の排出 時ににおける船舶の位置	1 排出の開始の日時及び開始 時ににおける船舶の位置
三 船舶の貨物 の洗浄	三 船舶の貨物 の洗浄	2 排出した廃棄物の種類及 び量
四 船舶の貨物 の排出 (次号上欄に掲げるものを除く。)	四 船舶の貨物 の排出 (次号上 の排出 の理由 による 外的な 廃棄物 の排 出)	1 貨物船の識別記号 2 排出の開始の日時及び開始 時ににおける船舶の位置 3 排出の終了の日時及び終了 時ににおける船舶の位置
五 事故その他の 理由による例 ける船舶の位置	5 排出の状況及び理由 5 排出方法	2 洗浄の日及び洗浄に要した 時間
六 船舶からの洗浄水 の排出	6 排出した洗浄水の量	4 排出した廃棄物の積載場所 5 排出方法
七 船舶の洗浄	7 船舶の洗浄	6 船舶の洗浄
八 廃棄物処理記録簿 の様式	8 法第十一条の登録を受けた船舶 (近距離船及び引かれ船等を除く。)の船長は、当該船舶から の廃棄物の排出(法第十一条第二項第一号、第 二号、第七号又は第八号に規定するものを除 く。)が行われた場合は、その都度、第十二条 の五第一項第七号に規定する装置による記録を 廃棄物処理記録簿に添付しなければならない。	9 排出した廃棄物の種類及 び量
九 第二章の四 船舶からの有害水バラストの 排出の規制	10 (令第九条の表第一号下欄イの国土交通省令で 定める要件)	11 排出の開始の日時及び開始 時ににおける船舶の位置
十 第十二条の十四の二 の国土交通省令で定める要件は、公海において 水バラストの積込みを行つた後でできる限り速や かに行う有害水バラストの排出であつて、当該 積込みの際に積み込んだ水バラストの量とおお むね同じ量を排出するものであることとする。 (令第九条の表第一号下欄ロの国土交通省令で 定める船舶及び措置)	12 廃棄物の排出 時ににおける船舶の位置	13 排出した廃棄物の種類及 び量
十一 第十二条の十四の三 の国土交通省令で定める船舶は、次の各号に掲 げる船舶とする。	14 廃棄物の排出 時ににおける船舶の位置	15 排出した廃棄物の種類及 び量

一　スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他これらに準ずる船舶であつて全長が五十メートル未満であり、かつ、水バラストタンク（船舶に設置されたタンクであつて、水バラストの積載のためのもの）の容量が人立方メートル以下のもの

二、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる一時的な船体の傾斜及びトリムの制御のために水バラストの積込み及び排出を行うもの（次号に掲げるものを除く。）

三、公用に供する潜水船

前項第一号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一、特定水バラスト交換（次のイ又はロに掲げる水域において、当該船舶に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。以下この項において同じ。）を行つための有害水バラストの排出 次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすための措置

イ、全ての国の領海の基線（令第一条の第一項第三号に規定する領海の基線をいう。以下この号の表第一号下欄口において同じ。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

ロ、イに掲げる水域以外の水域のうち次の（1）又は（2）のいずれかに該当するも

（1） その周辺にイに掲げる水域が存在しない水域であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国領海等（内水、領海又は排他的經濟水域をいう。以下同じ。）において國土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

（2） 船舶バラスト水規制管理条約締約國の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条約締約國の政府が指定する水域

域水う行を換交トスラバ水定	域水るげ掲にイ	二 域水るげ掲にロ
次に掲げる要件に適合すること。 バラストの排出であること。 イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラストの排出であること。	(1) 水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法 (2) 水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法 (3) (1)又は(2)に類するものとして国土交通大臣が認める方法 ロ できる限り全ての国の領海の基線からその外側二百海里以遠において行う有害水バラストの排出であること。	次に掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ 前号下欄イに規定する方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラストの排出であること。 ロ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

二 域る掲ロ一 水げに号第	一 域る掲イ一 水げに号第	特定 水域 水を交 水域	二 特定 ラスト トの排 措置
（1）第一号の表第一号下欄イに規定する方法により行う特定水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出である。	（1）第一号の表第一号下欄イに規定する方法により行う特定水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出である。	（1）日本国が定める要件に適合する有害水バラストの排出である。 （2）船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラストの排出。該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラストの排出である。	（1）日本国が定める要件に適合する有害水バラストの排出である。 （2）船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラストの排出。該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラストの排出である。

(1) 又は(2)に定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

(1) 日本国の領海等において行われる有害水バラストの排出による日本国領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラストの排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

(2) 船舶バラスト水規制管理条例締約国の領海等において行われる有害水バラストの排出当該船舶バラスト水規制管理条例締約国(政府が定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。

第一項第二号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、当該船舶が緊急用務の遂行上一時的に一の国(領海等)(一の国が日本国である場合は、公海を含む。次項において同じ。)において水バラストの積込みを行つた場合において、当該緊急用務を終えた後遅滞なく当該の国(領海等)において水バラストタンク内の水バラストをできる限り排出しておくこととする。

第一項第三号に掲げる船舶に係る令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める措置は、一の国(領海等)において積み込まれた水バラストを当該の国(領海等)においてできる限り排出しておくこととする。

(令第九条の表第一号下欄イの国土交通省令で定める要件)

**第十二条の十四の四** 令第九条の表第二号下欄イの国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる水バラストの積込みを行う海域の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)に規定する漁港の区域又は外国の港の区域(次号において「特定区域」という。)のうちの「の港の区域(当該一の港の区域が別の港の区域に接する

二　場合においては、当該別の港の区域を含む、以下この号において同じ。」一の港の区域内において行われる有害水バластの排出であること。

二　特定区域以外の海域　積込みの場所から一万メートルの区域（特定区域を除く。）内において行われる有害水バラストの排出であること。

（令第九条の表第一号下欄口の国土交通省令で定める事項）

第十二条の十四の五 令第九条の表第二号下欄に規定する国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の国土交通大臣が指定する事項とする。  
(令第九条の一)の国土交通省令で定める事項)

第十二条の十四の六 令第九条の一の国土交通省令で定める事項は、有害水バラストの積込みを行ふ区域並びに当該区域間のみを航行する船舶であつて当該区域内のみにおいて有害水バラストの積込み及び排出を行うものであることその他の事項とする。

(有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの有害水バラストの排出の承認の申請等)

第十二条の十四の七 法第十七条第二項第五号の承認(以下「排出承認」という。)を受けて、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から有害水バラストを排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の承認申請書は、第一号の九の二様式によるものとする。

国土交通大臣は、排出承認のため必要があると認める場合は、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 試験、研究又は調査のためする有害水バラストの排出のうち、法第十七条の二第四項に規定する方法により処理を行つた有害水バラストの排出について排出承認をしようとするときは、当該有害水バラストが排出されることにより排

出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならぬ。ただし、同項（法第十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聽く場合は、この限りでない。

（承認証の交付）

**第十二条の十四の八** 国土交通大臣は、排出承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の九の三様式によるものとする。

（承認証の備置き）

**第十二条の十四の九** 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

（承認証の再交付）

**第十二条の十四の十** 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、国土交通大臣に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の九の四様式によるものとする。

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十四条の八第一項の承認証（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十四の八第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

（承認証の返納）

**第十二条の十四の十一** 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 排出承認を受けた有害水バラストの排出に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

（有害水バラスト処理設備を設置すべき船舶）

**第十二条の十四の十二** 法第十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

一 二 三 四 五	一 二 三 四 五
水バラストを積載する構造を有しない船舶 全ての水バラストタンクが恒久的に閉鎖されている船舶 積載された有害水バラストを水域に排出しない船舶 有害水バラスト以外の水バラストのみを積載する船舶 法第十七条第二項第二号から第五号までの いづれかに該当する有害水バラストの排出のみを行なう船舶	水バラストを積載する構造を有しない船舶 全ての水バラストタンクが恒久的に閉鎖されている船舶 積載された有害水バラストを水域に排出しない船舶 有害水バラスト以外の水バラストのみを積載する船舶 法第十七条第二項第二号から第五号までの いづれかに該当する有害水バラストの排出のみを行なう船舶

一　　次のイからハまでのいずれかに掲げる方水バラスト湖沼等排出であること。

イ　　水バラストタンクに積載された水バラストの容積の九十五パーセント以上の量を流し、又は落とした後、同量以上の水バラストを積み込む方法

ロ　　水バラストタンクに当該水バラストタンクの容量の三倍以上の量の当該水域の水を積み込みながら流し、又は落とす方法

ハ　　イ又はロに類するものとして国土交通大臣が認める方法

二　　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

イ　　日本国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出　日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト湖沼等排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

ロ　　船舶バラスト水規制管理条例締約国の領海等において行われる有害水バラスト湖沼等排出　当該船舶バラスト水規制管理条例締約国(の)政府が定める要件に適合する有害水バラスト湖沼等排出であること。

三　　第十二条の十四の三第二項(第一号を除く。)の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第一号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十三条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第三項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第二号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十四の三第四項の規定は第一項において準用する第十二条の十四の三第一項第三号に掲げる船舟類に係る令第九条の四第三号の国土交通省令で定める措置について、第十二条の十六の規定は令第九条の五において準用する令第九条の二の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十二条の十四の三第二項第二号中「特定水バラスト交換を行つた後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラストの排出」とあるのは「特定水バラスト交換(第十二条の十四の十七第二

項並びに第十二条の十四の九中「船舶」とあるのは「湖沼等」、同条の見出し及び同条第一項の「湖沼等」、同条第四項中「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト等排出」(令第九条の四に規定する有害水バラスト等)とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舟類」と、第十二条の十四条の七第一項中「有害水バラスト等排出」(令第九条の四に規定する有害水バラスト等)と、第十二条の十四条の七第一項中「有害水バラスト等排出」(令第九条の六において準用する法第十七条の六に規定する有害水バラスト等)とあるのは「湖沼等に流し、又は落とす」と、同条第四項中「法第十七条の二第四項」とあるのは「法第十七条の六において準用する法第十七条の二第四項」と、「排出しよう」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とす」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とされる」と、第十二条の十四条の十第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の十四条の十一中「第十二条の十四条の八第一項」とあるのは「第十二条の十四の八第一項」とあるのは「流し、又は落とされる」とあるのは「湖沼等に流し、又は落とされる」と、第十二条の十四条の十第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の十四条の十一中「第十二条の十四条の八第一項」とあるのは「流し、又は落とされない」と、同条第五号中「法第十七条の十四の十四の十七第四項において準用する第十二条の十四の八第一項」と、第十二条の十四の八第一項」とあるのは「法第十七条の十二第三号中「排出しない」とあるのは「流し、又は落とさない」と、同条第五号中「法第十七条の十四の十三」とあるのは「第十二条の十四条の十四の十六第一項の表第三号」と、第十二条の十四条の十五中「第十二条の十四の十三」とあるのは「第十二条の十四条の十六第一項の表第三号」と、第十二条の十四条の十五中「第十二条の十四の十三」とあるのは「第十二条の十四条の十六第一項の表第三号」と、「の排出」とあるのは「を流し、又は落とすこと」と、「排出した」とあるのは「を流し、又は落とすこと」と、「落とした」と、「排出が」とあるのは「流し、又は落とすことが」と、「同表第五号中の排出」と、「排出」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「排出を」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「排出した」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「落とした」と、「排出が」とあるのは「流し、又は落とすことが」と、「同表第五号中の排出」と、「排出」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「排出を」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「排出した」とあるのは「流し、又は落とすこと」と、「落とした」と、「排出が」とあるのは「流し、又は落とすことが」と、「使用船舶類」と読み替えるものとする。

式」とあるのは「第一号の九の六様式」と、第八条の五第一項中「法第四条第四項」とあるのは「法第十八条第四項において準用する法第四条第四項」と、同条第二項中「第一号の二様式」とあるのは「第一号の九の七様式」と、第

八条の六中「船舶」とあるのは「航空機」と読み替えるものとする。  
(海洋施設からの廃棄物排出の確認の申請)  
**第十二条の十六 法第十八条の二(第二項)の確認の申請**  
申請書は、第一号の九の八様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 排出海域の位置及び範囲を示す図面

二 法第十八条の二(第三項)において準用する法第十条の六第六項の規定により交付を受けた許可証(法第十八条の二(第三項)において準用する法第十条の十第一項の許可を受けたときは、法第十八条の二(第三項)において準用する法第十条の十第三項において準用する法第十条の六第六項の規定により交付を受けた許可証)の写し

三 委託により当該廃棄物を排出しようとする場合にあつては、委託契約書の写し

四 当該廃棄物を移載した船舶からこれを排出しようとする場合にあつては、当該海洋施設から排出海域に至る航行経路を示す図面

五 法第十条第二項第五号ロに掲げる廃棄物を排出しようとする場合にあつては、排出方法を示す図面

3 管区海上保安本部長等は、前項各号に掲げるもののほか、確認のため特に必要があると認めるとときは、当該廃棄物の試料並びに必要な書類及び図面の提出を求めることができる。

4 法第十八条の二(第二項)の規定による申請書の提出は、廃棄物、海洋施設、使用船舶(廃棄物を移載した船舶から排出しようとする場合に限る)及び排出海域に変更がないことその他の事情により管区海上保安本部長等がその都度の申請の必要がないと認める場合には、一定期間内の確認に関し一括して行うことができる。この場合においては、第二項各号に掲げる書類及び図面のうち管区海上保安本部長等が必要ないと認めるものの添付を省略することができる。

(排出確認済証の様式等)

**第十二条の十六の二 法第十八条の二(第三項)において準用する法第十条の十二第二項の規定によ**

2 り交付する排出確認済証は、第一号の十様式によるものとする。

(海洋施設の設置の届出)

**第十二条の十六の三** 法第十八条の三第一項の規定により海洋施設の設置の届出をしようとする者は、その設置の工事の開始の日の三十日前までに、同項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該海洋施設の位置及び概要を示す図面を添附しなければならない。

3 法第十八条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の事項とする。

一 当該海洋施設の名称及び用途

二 当該海洋施設を管理する者の氏名及び住所

三 当該海洋施設の設置の工事を開始する日及び完成する日並びに当該工事の概要

四 当該海洋施設に備えられている排出油等の防除のための器材及び消耗品の種類及び数量

(届出事項の変更の届出)

**第十二条の十七** 法第十八条の三第二項の規定により同条第一項各号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その変更のあつた日から二週間以内に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該海洋施設の名称及び位置

三 変更した内容

四 変更の年月日

五 変更を必要とした理由

2 前条第二項の規定は、前項の届出書(法第十八条の三第一項第二号の事項の変更に係るものに限る。)について準用する。

(海洋施設の油記録簿等)

**第十二条の十七の二** 法第十八条の四第一項の国土交通省令で定める海洋施設は、油又は有害液体物質の輸送の用に供される係留施設とする。

2 法第十八条の四第二項の油の受入れその他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の油記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる油の受入れその他油の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項に従行うものとする。

三 事故その他の理由による例外的な有害液体物質の排出	1 排出された有害液体物質の種類及び概量	4 積み込んだ有害液体物質の種類及び総量
4 第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の第四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。	2 排出された有害液体物質の排出の時刻	5 積込みを完了した時刻
5 油記録簿の様式は、第一号の十一様式とする。	3 排出の状況及び理由	6 有害液体物質記録簿の様式は、第一号の十二様式とする。

7 海洋施設の管理者は、オイルフェンスの展張、警戒船の配備及び監視員の配置の状況を示す図を油記録簿又は有害液体物質記録簿に添付しなければならない。	（海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定めるべき海洋施設）	（海洋施設発生廃棄物汚染防止規程に定めるべき海洋施設）
第十二条の十七の三 法第十八条の五第一項の国土交通省令で定める海洋施設は、十五人以上の人を収容することができる海洋施設とする。（海洋施設発生廃棄物汚染防止規程）	第十二条の十七の四 海洋施設発生廃棄物汚染防止規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。	第十二条の十七の三 法第十八条の五第一項の国土交通省令で定める海洋施設は、十五人以上の人を収容することができる海洋施設とする。（海洋施設発生廃棄物汚染防止規程）
一 当該海洋施設内にある者（うち海洋施設発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに対する海洋施設発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項の周知及び教育を担当する者の氏名）	二 海洋施設発生廃棄物汚染防止規程の変更の際の手続に関する事項	二 海洋施設発生廃棄物の収集、貯蔵、処理及び排出の際におけるべき措置に関する事項
四 粉砕装置、焼却設備その他の海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止のための機器の取扱い、点検及び整備に関する事項	五 海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止のため当該海洋施設内にある者が遵守すべき事項の周知及び教育に関する事項	五 海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止のため当該海洋施設内にある者が遵守すべき事項の周知及び教育に関する事項

第六章 第二章の六 船舶からの排出ガスの放出の規制	第一節 第十二条の十七の五 法第十八条の六の国土交通省令で定める海洋施設は、人を収容することができる構造を有する海洋施設であつて、その水平投影の最大径が十二メートル以上であるもの（海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられているものを除く。）とする。
一 使用を開始した時刻	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
二 使用を開始した時刻における船舶の位置	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
三 令第十二条の六の表第一号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の搭載量	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
四 船舶の国籍	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
五 国際海事機関船舶識別番号	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
六 船長の氏名	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
七 船長の代理人の氏名又は名称	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
八 航海計画	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
九 基準適合燃料油を入手できなかつた理由	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
十 前条各号に掲げる措置の内容	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
十一 前条各号に掲げる措置の内容	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
一二 その他の連絡先	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
一三 船舶の運航者の氏名又は名称及び電話番号	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
一四 その他の連絡先	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
一五 過去の通報の内容及び当該通報の際に搭載した燃料油の種類（過去一年以内に行つた通報に係るものに限る。）	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
一六 通報者の氏名及び職名	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）
一七 その他の国土交通省令で定める事項	（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第七章 第二章の六の四 法第十九条の二十一第一項の規定により日本船舶の船長（引かれ船等の報）	第一節 第十二条の十七の六 法第十九条の二十一第一項の規定により、令第十二条の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。
一 令第十二条の六の表第一号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の搭載量	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
二 前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
三 船舶所有者の氏名又は名称	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
四 船舶の国籍	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
五 船舶の運航者の氏名又は名称及び電話番号	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
六 船長の氏名	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
七 船長の代理人の氏名又は名称	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
八 航海計画	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
九 基準適合燃料油を入手できなかつた理由	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
十 前条各号に掲げる措置の内容	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一一 前条各号に掲げる措置の内容	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一二 その他の連絡先	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一三 その他の連絡先	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一四 基準適合燃料油を入手するための計画（基準適合燃料油を入手できなかつた場合にとるべき措置）	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一五 過去の通報の内容及び当該通報の際に搭載した燃料油の種類（過去一年以内に行つた通報に係るものに限る。）	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一六 通報者の氏名及び職名	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
一七 その他の国土交通大臣が定める事項	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）

第八章 第二章の六の五 法第十九条の二十一第一項の規定により日本船舶の船長（引かれ船等の報）	（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）
--	--------------------

3 法第十九条の二十一第四項の規定による通報には、前条各号に掲げる措置に係る記録を添えなければならない。

4 法第十九条の二十一第四項の規定による通報を行つた船長は、当該通報に係る記録を当該通報の日から三年間船内に保存しなければならない。（硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

**第十二条の十七の六の五** 法第十九条の二十一第五項の承認を受け、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のため基準不適合燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書は、第一号の十三様式によるものとする。

3 地方運輸局長は、承認のため必要があると認められる場合は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査の計画書その他必要な書類の提出を求めることができ（承認証の交付）。

**第十二条の十七の六の六** 地方運輸局長は、法第十九条の二十一第五項の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。

2 前項の承認証は、第一号の十四様式によるものとする。（承認証の備置き）

**第十二条の十七の六の七** 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならぬ。（承認証の再交付）

**第十二条の十七の六の八** 第十二条の十七の六の六第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、六第一項の承認証を再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 前項の承認証再交付申請書は、第一号の十五様式によるものとする。

3 第十二条の十七の六の六第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

4 第十二条の十七の六の六第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

5 燃料油の搭載量

6 燃料油供給者の氏名及び署名、住所並びに電話番号

（承認証の返納）

**第十二条の十七の六の九** 第十二条の十七の六の九

六第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合については、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 承認を受けた燃料油の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二 承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

三 燃料油を搭載した年月日

四 試料の採取地及び採取方法

五 燃料油を搭載したときは、当該船舶の名称を含む。

（燃料油の変更の方法）

**第十二条の十七の六の十** 法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二十一第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、燃料油を供給する燃料油タンクを切り換えることにより使用する燃料油を変更する方法とする。（燃料油変更作業手引書の記載事項）

（燃料油供給証明書等の備え置きの期間等）

**第十二条の十七の六の十一** 法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項

二 燃料油に係る原動機、ボイラ、補機及び管装置の構造に関する事項

（燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶）

（国土交通省令で定める船舶は、国際航行に從事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用的船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。）

**第十二条の十七の七** 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航行に從事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以下のものとする。

**第十二条の十七の八** 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件に適合する書面は、次に掲げる事項が記載されている書面とする。

一 船名及び国際海事機関船舶識別番号

二 燃料油を搭載した場所

三 燃料油を搭載した年月日

四 燃料油の製品名、標示十五度の温度における密度及び硫黄分濃度

（揮発性物質放出規制対象船舶）

**第十二条の十七の九** 法第十九条の二十二第一項の燃料油供給証明書及び試料の記載事項は、第一条第五項に規定する揮発性物質放出規制港湾の指定に係る公示（揮発性物質放出規制港湾の指定に係る公示）

（揮発性物質放出規制港湾の指定に係る公示）

（





る事業の収支見積書を添付しなければならない。  
(廃油処理施設の変更の許可の申請等)

**第十八条** 法第二十九条第一項の規定により廃油処理施設の変更の許可を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所  
二 変更しようとする法第二十九条第一項第二号の事項  
三 変更予定の年月日  
四 変更を必要とする理由

法第二十九条第三項の規定により廃油処理施設の変更の届出をしようとする者は、前項第二号から第四号までの事項を記載した届出書を提出しなければならない。

法第二十九条第一項の規定により廃油処理施設の変更を伴わない場合は、同条第一号の書類に限る。)を添附しなければならない。

第一項の申請書又は前項の届出書には、第十一条第一号及び第二号の書類(廃油処理施設の形状の変更を伴わない場合は、同条第一号の書類に限る。)を添附しなければならない。

一 排水基準に適合しない油を公共用水域に排出又は地下に浸透させないこと。  
二 水質汚濁防止法第二条第四項に規定する指定物質を含む油が公共用水域へ排出され、又は地下への浸透が第一号又は前号の基準に適合する人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようすること。  
三 廃油処理施設の破損その他の事故が発生したことにより、油の公共用水域への排出又は地中への浸透が第一号又は前号の基準に適合しないおそれが生じたときは、直ちに、引き続く油の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

四 指定地域内廃油処理施設については、当該廃油処理施設に係る総量規制基準を超えて排水を公共用水域に排出しないこと。

五 湖沼特定廃油処理施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第七条第一項に規定する湖沼特定事業場に設置される廃油処理施設をいう。以下同じ。)については、当該廃油処理施設に係る同項の規制基準を超えて排水を公共用水域に排出しないこと。

六 油を希釈しないこと。ただし、油水分離器の操作上やむを得ない場合を除く。

七 点検整備規程を定め、これに従つて廃油処理施設の点検整備を行うこと。

八 事業場内には、作業に必要な者又は特に必要な者以外の者を立ち入らせないこと。

九 廃油の受入れに当たつては、廃油が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。

十 排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格K-O-102(工場排水試験方法)により測定し、その結果を記録すること。

第一項の規定は、法第二十九条第一項の規定による届出に、前条第二項の規定は、法第二十九条第五項の規定により港湾管理者及び漁港管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者がする届出に、それぞれ準用する。(氏名等の変更の届出)

第一項の規定により氏名等の変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 変更した法第二十九条第一項第一号の事項

三 変更の年月日

(廃油処理方法の技術上の基準)

第一項の規定により、湖沼水質保全特別措置法第三条第二項に規定する指定地域に係る同法第七条第一項の規制基準の適用の日(以下「適用日」という。)前に法第二十九条第一項の許可又は廃止の届出をしようとする港湾管理者及

可又は同条第二項の届出若しくは法第三十四条第一項の届出があつた廃油処理施設を用いて行う廃油の処理については、適用しない。ただし、適用日以後に、当該廃油処理施設について法第二十九条第一項第二号に掲げる事項の変更(適用日前に法第二十九条第一項の許可又は同条第三項(法第三十五条において準用する場合を含む。)の届出があつたものを除く。)があつた場合及び当該廃油処理施設を設置する湖沼水質保全特別措置法第七条第一項に規定する湖沼特定事業場について当該廃油処理施設以外の同項に規定する湖沼特定施設が設置された場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所  
二 休止し、又は廃止しようとする事業の内容  
三 休止又は廃止予定の年月日  
四 休止の場合は、休止予定の期間

一 出又は地下に浸透させないこと。  
二 水質汚濁防止法第二条第四項に規定する指定物質を含む油が公共用水域へ排出され、又は地下への浸透が第一号又は前号の基準に適合しないおそれが生じたときは、直ちに、引き続

く油の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

四 指定地域内廃油処理施設については、当該廃油処理施設に係る総量規制基準を超えて排水を公共用水域に排出しないこと。

五 湖沼特定廃油処理施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第七条第一項に規定する湖沼特定事業場に設置される廃油処理施設をいう。以下同じ。)については、当該廃油処理施設に係る同項の規制基準を超えて排水を公共用水域に排出しないこと。

六 油を希釈しないこと。ただし、油水分離器の操作上やむを得ない場合を除く。

七 点検整備規程を定め、これに従つて廃油処理施設の点検整備を行うこと。

八 事業場内には、作業に必要な者又は特に必要な者以外の者を立ち入らせないこと。

九 廃油の受入れに当たつては、廃油が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。

十 排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格K-O-102(工場排水試験方法)により測定し、その結果を記録すること。

第一項の規定は、法第二十九条第一項の規定による届出に、前条第二項の規定は、法第二十九条第五項の規定により港湾管理者及び漁港管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者がする届出に、それぞれ準用する。(氏名等の変更の届出)

第一項の規定により氏名等の変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 変更した法第二十九条第一項第一号の事項

三 変更の年月日

一 び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。  
二 休止し、又は廃止しようとする事業の内容  
三 休止又は廃止予定の年月日  
四 休止の場合は、休止予定の期間

一 可又は同条第二項の届出若しくは法第三十四条第一項の届出があつた廃油処理施設を用いて行う廃油の処理については、適用しない。ただし、適用日以後に、当該廃油処理施設について法第二十九条第一項第二号に掲げる事項の変更(適用日前に法第二十九条第一項の許可又は同条第三項(法第三十五条において準用する場合を含む。)の届出があつたものを除く。)があつた場合及び当該廃油処理施設を設置する湖沼水質保全特別措置法第七条第一項に規定する湖沼特定事業場について当該廃油処理施設以外の同項に規定する湖沼特定施設が設置された場合は、この限りでない。

一 出又は地下に浸透させないこと。  
二 水質汚濁防止法第二条第四項に規定する指定物質を含む油が公共用水域へ排出され、又は地下への浸透が第一号又は前号の基準に適合しないおそれが生じたときは、直ちに、引き

く油の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

四 指定地域内廃油処理施設については、当該廃油処理施設に係る総量規制基準を超えて排水を公共用水域に排出しないこと。

五 湖沼特定廃油処理施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第七条第一項に規定する湖沼特定事業場に設置される廃油処理施設をいう。以下同じ。)については、当該廃油処理施設に係る同項の規制基準を超えて排水を公共用水域に排出しないこと。

六 油を希釈しないこと。ただし、油水分離器の操作上やむを得ない場合を除く。

七 点検整備規程を定め、これに従つて廃油処理施設の点検整備を行うこと。

八 事業場内には、作業に必要な者又は特に必要な者以外の者を立ち入らせすこと。

九 廃油の受入れに当たつては、廃油が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにすること。

十 排水中の油分の濃度を七日を超えない作業期間ごとに一回以上日本産業規格K-O-102(工場排水試験方法)により測定し、その結果を記録すること。

第一項の規定は、法第二十九条第一項の規定による届出に、前条第二項の規定は、法第二十九条第五項の規定により港湾管理者及び漁港管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者がする届出に、それぞれ準用する。(氏名等の変更の届出)

第一項の規定により氏名等の変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 変更した法第二十九条第一項第一号の事項

三 変更の年月日

(事業の休廃止の届出)

一 なればならない。



油等の防除のため有効かつ適切な措置であつて、それらの者が現場において講ずることができるものとする。

一 オイルエンジンの展張その他の排出された油又は有害液体物質の広がりの防止のための措置

二 損壊箇所の修理その他の引き続く油又は有害液体物質の排出の防止のための措置

三 当該排出された油又は有害液体物質が積載された船舶の他の貨物艤その他の貯槽又は当該排出された油又は有害液体物質が管理されていた施設の他の貯槽への残つている油又は有害液体物質の移替え

四 排出された油又は有害液体物質の回収

五 油処理剤その他の薬剤の散布による排出された油又は有害液体物質の処理

第三十二条 法第三十九条第二項の規定により同項各号に掲げる者が講じなければならない措置は、次の各号に掲げる措置のうち当該排出油等の防除のため有効かつ適切なものとする。

一 前各号に掲げる措置

二 他の船舶の貨物艤その他の貯槽への移替え

三 排出された油（特定油を除く。）又は有害液体物質の蒸発の促進又は抑制

四 排出された油（特定油を除く。）又は有害液体物質の分解の促進

五 前各号に掲げるもののほか、排出された油又は有害液体物質による汚染状況の把握その他の排出油等の防除のため必要な措置

六 第二項各号に掲げる措置を講ずる場合であつて、排出された油又は有害液体物質が危険物であるときは、法第三十九条第二項各号に掲げる者は海上火災の発生の防止に努めなければならぬ。

第三十二条の二 油（特定油を除く。）又は有害液体物質が排出された場合において、法第三十九条第二項各号に掲げる者が前条第一項各号に掲げる措置の実施を他の者に委託するときは、当該油又は有害液体物質の物理的化学的性状についての知見を有するとともに、排出油等の防除（排出特定油の防除を除く。）のための措置に精通し、当該措置を迅速かつ適確に講ずることができるとする能力を有する者に委託しなければならない。

第三十三条 第三十一条及び第三十二条の措置を講じた者は、直ちに、海上保安官が現場にいる

ときは当該海上保安官に、海上保安官が現場にいないときは最寄りの海上保安庁の事務所にその旨を通報しなければならない。

第二十七条第二項の規定は、前項の規定による通報について準用する。  
(大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがある場合の命令)

第三十三条の二 法第三十九条第五項の規定による命令は、講ずべき措置の内容、措置を講ずべき期限その他必要な事項を明示して行わなければならない。

(特定油防除資材)

第三十三条の三 法第三十九条の三の規定により同条各号に掲げる者が備え付けておかなければならぬ器材（以下「特定油防除資材」という。）は、別表第二の備付者の欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の特定油防除資材の欄に掲げる資材であつて、同表の数量の欄に掲げる数量以上のものとする。ただし、兼用タンカーの船舶所有者及び兼用タンカーを保留させる係留施設（兼用タンカー以外のタンカーを係留させるものを除く。）の管理者が備え付けておかなければならぬ器材の数量は、当該兼用タンカーのばら積みの特定油を積載する貨物艤の容量を勘案して、別に海上保安庁長官が定める。

2 特定油防除資材は、次の各号に掲げる資材ごとに、当該各号の規定に適合するものでなければならぬ。

一 オイルエンジン

イ 寸法が次の表に定めるものであること。

イ ただし、海底に設置するオイルエンジンであつて、海面に浮揚させ、又は海底に沈降させることができる構造を有するもの（以下「浮沈式オイルエンジン」という。）にあつては、接続部に係る部分については、この限りでない。

オイル エ ン ジ ン ス	種類	本体部		接続部
		高さ (セ ン チ メ ト ル)	高さ (セ ン チ メ ト ル)	
二十以上	海面上の 高さ (セ ン チ メ ト ル)	二十 以上	三十 以上	六十
三十以上	海面下の 深さ (セ ン チ メ ト ル)	三十 以上	六十	六十

A	B
オイル エ ン ジ ン ス	オイル エ ン ジ ン ス
三十以上	四十以上
四十以上	八十

二 特定油を吸着した状態で長時間原形を保つものであること。

ホ 使用後の回収が容易であること。

ヘ 焼却が可能であり、かつ、焼却による有害ガスの発生が少ないものであること。

四 油ゲル化剤（撰氏二十度、圧力千十  
三・二五ヘクトパスカルにおいて液体であ  
る油ゲル化剤をいう。）

イ 液体油ゲル化剤（撰氏二十度、圧力千十  
三・二五ヘクトパスカルにおいて液体であ  
る油ゲル化剤をいう。）

（1）薬剤の技術基準省令第二条第二号イに  
掲げる要件を備えていること。

（2）動粘度は、撰氏三十度において五十平  
方ミリメートル毎秒以下であること。

（3）B重油に散布した場合に、当該液体油  
四キロニュートン以上であること。

（4）当該液体油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（5）燃却が可能であり、かつ、燃却による  
有害ガスの発生が少ないものであるこ  
と。

（6）当該粉末油ゲル化剤（撰氏二十度、圧力千十  
三・二五ヘクトパスカルにおいて固体であ  
る油ゲル化剤をいう。）

（7）粉末油ゲル化剤（撰氏二十度、圧力千十  
三・二五ヘクトパスカルにおいて固体であ  
る油ゲル化剤をいう。）

（8）B重油に散布した場合に、当該粉末油  
ゲル化剤（撰氏二十度、圧力千十  
三・二五ヘクトパスカルにおいて固体であ  
る油ゲル化剤をいう。）

（9）B重油をゲル化すること。

（10）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（11）薬剤の技術基準省令第二条第二号ロに  
掲げる要件を備えていること。

（12）B重油に散布した場合に、当該粉末油  
ゲル化剤（撰氏二十度、圧力千十  
三・二五ヘクトパスカルにおいて固体であ  
る油ゲル化剤をいう。）

（13）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（14）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（15）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（16）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（17）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（18）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（19）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（20）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（21）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（22）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（23）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（24）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（25）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（26）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（27）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（28）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（29）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（30）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（31）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（32）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（33）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（34）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（35）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（36）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（37）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（38）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（39）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（40）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（41）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（42）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（43）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（44）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（45）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（46）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（47）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（48）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（49）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（50）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（51）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（52）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（53）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（54）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（55）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（56）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（57）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（58）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（59）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

（60）当該粉末油ゲル化剤の散布により生じ  
たガル化物が容易に分散するものであるこ  
と。

該資材の使用に係る設備等に關し、必要な措置を講じておかなければならぬ。

(特定油防除資材の備付場所等)

第三十三条の五 法第三十九条の三の国土交通省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 法第三十九条の三第一号に掲げる船舶の船

舶所有者にあつては、次に掲げる場所

イ 専ら当該船舶に随伴して、又は引かれ、

若しくは押されて航行する船舶（以下「隨

伴船」という。）内

ロ 航行中の当該船舶が所在する場所へ、船

舶により一時間（海域の状況等の事由によ

りやむを得ないと認められる場合にあつて

は、二時間）以内に到達することができる

場所（以下「備付基地」という。）

二 法第三十九条の三第二号に掲げる施設の設

置者又は同条第三号に掲げる係留施設の管理

者にあつては、当該施設の付近に特定油防除

資材を使用するために常置される船舶内、当

該施設の付近にある上屋内その他特定油防除

資材を速やかに使用することができる場所

法第三十九条の三第一号に掲げる船舶の船舶

所有者であつて、特定油防除資材を備付基地に

備え付けているものは、当該場所に特定油防除

資材を備え付けていることを証する書類を当該

船舶内に備え付けておかなければならぬ。

（法第三十九条の三ただし書の国土交通省令で

定める海域）

第三十三条の六 法第三十九条の三ただし書の國

土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域と

する。

一 港則法に基づく港の区域（次号から第五号

までに掲げる海域に含まれるものを除く。）

二 千葉県洲崎灯台から神奈川県剣崎灯台まで

引いた線及び陸岸により囲まれた海域

三 愛知県田原市大山三角点から三重県大王崎

灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた

海域

四 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生

田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福

岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台

から大分県闇崎灯台まで引いた線及び陸岸に

より囲まれた海域

五 鹿児島県立木崎灯台から長崎鼻灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（法第三十九条の三第一号の国土交通省令で定める船舶等）

第三十三条の七 法第三十九条の三第一号の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン

以上のタンカー（兼用タンカーにあつては、当該兼用タンカーのばら積みの液体貨物を積載する貨物船の容量が三百立方メートル以上であるものに限る。）であつて、貨物としてばら積みの特定油を積載しているものとする。

（法第三十九条の三第二号の国土交通省令で定める量は、五百キロリットルとする。）

（法第三十九条の四第一項の国土交通省令で定める総トン数等）

二 法第三十九条の四第一項の国土交通省令で定める総トン数は、五千トンとする。

（法第三十九条の四第一項の国土交通省令で定める容量は、一万立方メートルとする。）

（法第三十九条の四第一項の国土交通省令で定める海域）

第三十三条の九 法第三十九条の四第一項の国土交通省令で定める海域は、第三十三条の六第二号から第四号までに掲げる海域とする。

（油回収装置等）

第三十三条の十 法第三十九条の四第一項の特定油を回収するための機械器具で国土交通省令で定めるもの（以下「油回収装置等」という。）

は、特定油と水を分離して分離した特定油を吸引する方式、特定油を付着させて付着させた特定油を取り除く方式又は特定油を吸着して吸着した特定油を搾り取る方式によつて持続的に特定油を收取することができる装置（以下「油回収装置」という。）及び次の各号の一に該当する船舶（以下「補助船」という。）とする。

一 当該油回収装置を積載して、又は引き、若しくは押して特定油の回収の用に供する船舶

二 当該油回収装置を積載して特定油の回収の用に供する船舶及び当該船舶に随伴して、又は引かれ、若しくは押されて特定油の回収の用に供する船舶（油回収船等の配備）

三 当該油回収装置を積載して特定油の回収の用に供する船舶及び当該船舶を引き、又は押されなければならない油回収船又は油回収装置等（以下「油回収船等」という。）は、次の各号の規定に適合するものでなければならぬ。

一 油回収船等の性能を有するものでなければならぬ。

（油回収船等の配備）

二 法第三十九条の四第一項の規定の規定により特定タンカーの船舶所有者が配備しなければならない油回収船又は油回収装置等（以下「油回収船等」という。）は、次の各号の規定に適合するものでなければならない。

（油回収船等の配備）

三 法第三十九条の四第一項の規定により特定タンカーの船舶所有者が配備しなければならない油回収船又は油回収装置等（以下「油回収船等」という。）は、次の各号の規定に適合するものでなければならない。

（油回収船等の配備）

四 油回収船等は、貨物としてばら積みの特定油を積載して航行する特定タンカーが所在する場所へ、油回収船等が、三時間以内に到達することができる場所（第三十三条の十八第一項を除き、以下「配備場所」という。）に配備しなければならない。

（油回収船等の配備）

五 特定タンカーの船舶所有者は、油回収船等を適切に使用することができるよう、当該油回収船等の配備場所、当該油回収船等の管理、当該油回収船等の使用に係る設備、当該油回収船等を移送する特定油分を受け入れるための船舶等に關し、必要な措置を講じておかなければならぬ。

（油回収船等の配備）

六 特定タンカーの船舶所有者は、第三十三条の九に規定する海域を特定タンカーに貨物としてばら積みの特定油を積載して航行させるとき

イ 特定油回収能力（波高（波の谷と頂との間の高さをいう。）三十センチメートル、波長十メートルの状態にある海面において、厚さ六ミリメートルのB重油を收取する場合に、一時間に收取することができる特定油分の量をいう。以下同じ。）が三キロリットル以上であること。

ロ 推進機関を有すること。

ハ 特定油回収能力に応じ、適切な量の特定油分を貯蔵できること。

二 一時間に特定油回収能力以上の特定油分を移送できるポンプを有すること。

ホ 特定油が付着したごみ等をも回収できること。

二 油回収装置等にあつては、油回収装置が前号イに掲げる性能を有するものであり、かつ、油回収装置及び補助船が一体となつて前号イからホまでに掲げる性能及び設備を有することとなるものであること。

二 特定タンカーの船舶所有者が配備しなければならぬ油回収船又は油回収装置の特定油回収能力の合計は、特定タンカーの総トン数に応じ、別表第三の特定油回収能力の欄に掲げる数值以上でなければならない。

前項の規定にかかわらず、兼用タンカーであつては、油回収装置及び補助船が一体となつて前号イからホまでに掲げる性能及び設備を有することとなるものであること。

二 総トン数百五十トン以上のタンカー（兼用タンカーにあつては、当該兼用タンカーのばら積みの液体貨物を積載する貨物船の容量が三百立方メートル以上であるものに限る。）を輸送するもの

（法第三十九条の十四第一項、第三十三条の十八第二項、第三十八条第七項第一号ハ及び第四十二条第六項の表第九号において同じ。）を輸送するもの

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める海

域）

二 総トン数百五十トン以上の船舶（その貨物船の大部がばら積みの液体貨物の輸送のための構造分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物船の一部分の容量が三百立方メートル以上であるものに限りない。）であつて有害液体物質を輸送するもの

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める海

域）

は、油回収船等を配備していることを証する書類を當該特定タンカー内に備え付けておかなければならぬ。

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める船

舶）

省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自

衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一 総トン数百五十トン以上のタンカー（兼用

タンカーにあつては、当該兼用タンカーのば

ら積みの液体貨物を積載する貨物船の容量が

三百立方メートル以上であるものに限る。）

であつてばら積みの油（特定油を除く。以下

第三十三条の十四第一項、第三十三条の十八第

二項、第三十八条第七項第一号ハ及び第四十

一条第六項の表第九号において同じ。）を輸

送するもの

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める海

域）

二 総トン数百五十トン以上の船舶（その貨物

船の大部がばら積みの液体貨物の輸送のための構造

分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物船の一部分の容量が三百立方メートル以上であるものに限りない。）であつて有害液体物質を輸送するもの

（法第三十九条の五の国土交通省令で定める海

域）

		○未満		一・○二		二・○一		一・○一		○未満	
		七以上	七未満	七以上	七未満	七以上	七未満	七以上	七未満	七以上	七未満
2	法第三十九条の五の規定により船舶所有者が備え付けておかなければならぬ資材及び配備しておかなければならぬ機械器具の数量は、測定装置にあつては一式以上、放水船にあつては一隻以上、オイルフェンスAにあつては当該船舶の長さの一・五倍以上の長さ、油回収装置等にあつては一式以上とする。  (特定油以外の油及び有害液体物質の防除要員)	一以上	一未満	測定装置、放水船、オイルフェンスA及び油回収装置等							
		一・○二	七未満	一・○一	七以上	一・○一	七未満	一・○二	七以上	一・○二	七以上

(法第三十九条の五の国土交通省令で定める場所)

害液体汚染防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次に掲げる事項が定められて

**(費用の範囲)**

**第三十三条の十六** 法第三十九条の五の国土交通省令で定める場所（法第三十九条の五の国土交通省令で定める場所は、航行中の同条に規定する船舶が所在する場所へ、船舶により二時間（海域の状況等の事由によりやむを得ないと認められる場合にあつては、三時間）以内に到達することができる場所とする。）

（特定油以外の油及び有害液体物質の防除資材等の備付け等の委託）

**第三十三条の十七** 法第三十九条の五に規定する船舶の船舶所有者は、同条の規定による資材の備付け、機械器具の配備及び要員の確保を他の者に委託するときは、第三十三条の十四及び第三十三条の十五に規定するところにより、前条に規定する場所に、当該資材を備え付け、当該機械器具を配備し、及び当該要員を確保することができる者に委託しなければならない。

（特定油以外の油及び有害液体物質の防除資材等の備付け等に関する措置等）

**第三十三条の十八** 法第三十九条の五に規定する船舶の船舶所有者は、同条の規定により備え付けた資材及び配備した機械器具を適切に使用することができるよう、当該資材の備付場所及び当該機械器具の配備場所（第三十三条の十六に規定する場所をいう。）、当該資材及び当該機械器具の管理、当該資材及び当該機械器具の使用に係る設備等に関して、必要な措置を講ずることもに、法第三十九条の五の規定により確保した要員が有する排出油等の防除（排出特定油の防除を除く。）に関し必要な知識の維持向上に努めなければならない。

法第三十九条の五に規定する船舶の船舶所有者は、第三十三条の十三に規定する海域を当該船舶に貨物としてばら積みの油又は有害液体物質を積載して航行させるときは、法第三十九条の五の規定により資材を備え付け、機械器具を配備し、及び要員を確保していることを証する書類を当該船舶内に備え付けておかなければならぬ。

（廃棄物等の排出があつた場合の命令）

**第三十四条** 法第四十条の規定による命令は、講ずべき措置の内容、措置を講ずべき期限その他必要な事項を明示して行わなければならない。

（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等の技術上の基準）

**第三十四条の二** 法第四十条の二第一項の国土交通省令で定める油濁防止緊急措置手引書及び有

一 害液体汚染防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次に掲げる事項が定められていることとする。

二 管理者が当該施設又は当該係留施設を利用する船舶からの油又は有害液体物質の不適正な排出に関する通報を行うべき場合、通報するべき内容その他当該通報に係る遵守るべき手続に関する事項

二 前号の通報を行うべき海上保安庁の事務所及び関係者並びにこれらの者の連絡先に関する事項

三 油又は有害液体物質の排出による汚染の防除に関する業務に必要な組織、資材等に関する事項

四 油又は有害液体物質の排出による汚染の防除のため当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項

五 油又は有害液体物質の排出による汚染の防除のための措置について海上保安庁と調整するための手続及び当該施設の連絡先に関する事項

油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の備置き又は掲示に関する技術上の基準は、当該施設内にある者その他の者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は掲示しておくこととする。

(法第四十条の二第一項第一号の国土交通省令で定める量等)

**第三十四条の三** 法第四十条の二第一項第一号の国土交通省令で定める量は、五百キロリットルとする。

2 法第四十条の二第一項第二号の国土交通省令で定める船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。

一 総トン数百五十トン以上のタンカー（兼用タンカー）にあつては、当該兼用タンカーのばら積みの液体貨物を積載する貨物船の容量が三百立方メートル以上であるものに限る。）であつて、貨物として油を積載しているもの

二 総トン数百五十トン以上の船舶（その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送そのための構造を有する船舶及びその貨物船の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物船の一部分の容量が三百立方メートル以上であるものに限る。）であつて、貨物として有害液体物質を積載しているもの

(費用の範囲)  
**第三十五条** 法第四十一条第一項の国土交通省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 当該措置のために滅失した器具及び消費した消耗品の価額に相当する費用
- 二 当該措置のために使用した器具が修理しても使用不能となつた場合には、当該器具の価額から残存価額を差し引いた金額に相当する費用
- 三 当該措置のために使用した器具の洗浄及び修理に要した費用
- 四 当該措置のために使用した器具の借料
- 五 当該措置のため、器具若しくは消耗品の運搬、船舶のえい航、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り、沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去又は回収された油、有害液体物質、廃棄物その他には、当該委託料
- 六 その他当該措置のために特に要した船舶運航費、人件費その他の費用

(費用負担の手続)

**第三十六条** 管区海上保安本部長は、法第四十一条第一項の規定により費用を負担させようとする場合においては、費用を負担させる者に対し責任を負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。  
(費用負担の免責事由)

**第三十七条** 法第四十一条第一項ただし書の国士交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 異常な天災地変
- 二 社会的動乱
- 三 専ら第三者が大量の油又は有害液体物質を排出させることを意図して行つた作為又は不作為  
(危険物の排出があつた場合における通報)

**第三十七条の二** 法第四十二条の二第一項の規定により通報しなければならない排出された危険物が積載されていた船舶又は管理されていた施設に関する事項は、同項第一号に掲げる者にあつては次の各号に掲げる事項、同項第二号に掲げる者にあつては第一号に掲げる事項(総トン数及び船籍港を除く)及び第五号に掲げる事項とする。

一 当該船舶の名称、種類、総トン数及び船籍港又は当該施設の名称及び所在地

二 当該船舶の船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所又は当該施設の設置者の氏名若しくは名称及び住所

三 当該船舶に積載され、又は当該施設において管理されていた危険物の種類及び量

四 当該船舶又は当該施設から排出された危険物の種類

五 当該船舶又は当該施設の損壊により危険物が排出された場合にあつては、当該損壊箇所及びその損壊の程度

第六章 第二十七章第二項の規定は、法第四十二条の二第一項及び第二項の規定による通報について準用する。

(危険物の排出があつた場合の命令)

**第三十七条の二の二** 法第四十二条の二第四項の規定による命令は、講すべき措置の内容、措置を講すべき期限その他必要な事項を明示して行わなければならない。

(海上火災の発生時における通報)

**第三十七条の二の三** 法第四十二条の三第一項の規定により通報しなければならない海上火災が発生した船舶若しくは海洋危険物管理施設又は海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶若しくは管理されていた施設に関する事項は、同項第一号及び第二号に掲げる者にあつては次の各号に掲げる事項、同項第三号に掲げる者にあつては第一号に掲げる事項(総トン数及び船籍港を除く。)とする。

一 当該船舶の名称、種類、総トン数及び船籍港又は当該施設の名称及び所在地

二 当該船舶の船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所又は当該施設の設置者の氏名若しくは名称及び住所

三 当該船舶に積載され、又は当該施設において管理されていた危険物の種類及び量

四 危険物の海上火災が発生している場合については、当該危険物の種類

第五章 第二十七条第二項の規定は、法第四十二条の二第一項及び法第四十二条の四の規定による通報について準用する。

(海上火災が発生した場合の命令)

(危険物の排出が生ずるおそれがある場合における通報) 第三十七条の二の五 法第四十二条の四の二第一項の規定により船舶の船長又は海洋危険物管理施設の管理者が通報しなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 海難又は異常な現象が発生した日時及び場所

二 海難又は異常な現象の概要

三 通報時における風及び海面の状態

四 危険物の排出が生じた場合に海上災害の発生の防止のために講じようとする措置

五 当該船舶の名称、種類、総トン数及び船籍港又は当該海洋危険物管理施設の名称及び所在地

六 当該船舶の船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所又は当該海洋危険物管理施設の設置者の氏名若しくは名称及び住所

七 当該船舶に積載され、又は当該海洋危険物の管理施設において管理されている危険物の種類及び量

八 当該船舶又は当該海洋危険物管理施設に備え付けられている排出された危険物による海上災害の発生の防止のための器材及び消耗品の種類及び量

九 第二十七条第二項の規定は、法第四十二条の四の二第一項の規定による通報について準用する。(危険物の排出が生ずるおそれがある場合の命令)

第三十七条の三 法第四十二条の四の二第二項の規定による命令は、講すべき措置の内容、措置を講すべき期限その他必要な事項を明示して行わなければならない。

## 第四章の二 船級協会等

### 第一節 船級協会

#### 第一款 放出量確認等に係る船級協会の登録

(放出量確認等に係る船級協会の登録の申請) 第三十七条の三の二 法第十九条の十五第一項(法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十九条の十五第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者が放出量確認、承認又は交付を行おうとする事業所の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が放出量確認、承認又は交付を行おうとする事業所の名称及び住所

三 登録を受けようとする者が放出量確認、承認及び交付の業務を開始しようとする年月日 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 放出量確認に用いる法別表第一の二に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 放出量確認、承認又は交付を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 放出量確認、承認又は交付を行う者が、法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類  
(帳簿の記載等)

第三十七条の三の三 法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 原動機の型式

二 原動機の製造番号

三 原動機の定格出力

四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所及び場所

五 放出量確認、承認又は交付を行つた年月日

六 放出量確認、承認又は交付を行つた事業所の名称

八 放出量確認、承認又は交付の実施状況に関する事項

2 法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、放出量確認、承認又は交付の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

**第三十七条の三の四** 船級協会は、法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による放出量確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 原動機の型式
- 二 原動機の製造番号
- 三 原動機の定格出力
- 四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所及び場所
- 五 放出量確認、承認又は交付を行つた年月日の名称
- 六 放出量確認、承認又は交付を行つた事業所の名称
- 七 放出量確認、承認又は交付の結果

3 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、法第十九条の十五第五項の規定による放出量確認、承認又は交付依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、船級協会の行つた法第十九条の十五第二項の規定による放出量確認、承認又は交付が適当でないと認める場合は、同項の規定による放出量確認、承認又は交付のやり直しその他の処分を命ずることができる。  
(準用)

**第三十七条の三の五** 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第十九条の十五第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う放出量確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同令の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う放出量確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同令の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う放出量確認、承認及び交付について準用する。この場合において、「検定員」とあるのは「確認員」と読み替えるものとする。

第二款 二酸化炭素放出抑制航行手引	書の承認等に係る船級協会の登録 (二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録の申請)
第三十七条の三の六 法第十九条の三十第一項	(法第十九条の三十第一項において準用する法第十九条の三十第一項における登録を受けようとする者は、次に掲げるものとす) 第十一条の十五第三項において準用する船舶安
全法第二十五条の四十八において準用する法第	全法第二十五条の四十八において準用する法第十九条の三十第一項の規定により法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
氏名	一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が承認又は確認を行おうとする事業所の名称及び所在地	二 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
三 登録を受けようとする者が承認及び確認の業務を開始しようとする年月日	三 登録を受けようとする者が承認及び確認の業務を開始しようとする年月日
四 口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類	四 口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
五 承認又は確認を行おうとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類	五 承認又は確認を行おうとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類
六 登録を受けようとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類	六 登録を受けようとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類
七 船級協会は、法第十九条の三十第一項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者に該当する者であることを証する書類	七 船級協会は、法第十九条の三十第一項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者に該当する者であることを証する書類

第三十七条の三の七 法第十九条の三十第一項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者には、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	第一 船舶番号
二 船舶番号	二 船舶番号
三 総トン数	三 総トン数
四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所	四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
五 承認又は確認を行つた年月日及び場所	五 承認又は確認を行つた年月日及び場所
六 承認又は確認を行つた事業所の名称	六 承認又は確認を行つた事業所の名称
七 その他承認又は確認の実施状況に関する事項	七 その他承認又は確認の実施状況に関する事項

第三十七条の三の八 船級協会は、法第十九条の三十第一項の規定による承認又は確認を行つた場合は、速やかに、同項の規定による承認又は確認に關する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。	第一 船舶番号
二 船舶番号	二 船舶番号
三 総トン数	三 総トン数
四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所	四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
五 承認又は確認を行つた年月日及び場所	五 承認又は確認を行つた年月日及び場所
六 承認又は確認を行つた事業所の名称	六 承認又は確認を行つた事業所の名称
七 承認又は確認の結果	七 承認又は確認の結果

第三十七条の三の九 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。)の規定は、法第十九条の三十第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う承認及び確認について準用する。この場合において、同令第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「承認員」と読み替えるものとする。	第一 船舶番号
二 船舶番号	二 船舶番号
三 総トン数	三 総トン数
四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所	四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
五 承認又は確認を行つた年月日及び場所	五 承認又は確認を行つた年月日及び場所
六 承認又は確認を行つた事業所の名称	六 承認又は確認を行つた事業所の名称
七 承認又は確認の結果	七 承認又は確認の結果

第三十七条の四 法第十九条の四十六第一項(法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十九条の四十六第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	第一 船舶番号
二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	三 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
四 口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類	四 口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
五 承認又は確認を行おうとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類	五 承認又は確認を行おうとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類
六 登録を受けようとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類	六 登録を受けようとする者が、法第十九条の三十一第三項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者であることを証する書類
七 船級協会は、法第十九条の三十第一項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者に該当する者であることを証する書類	七 船級協会は、法第十九条の三十第一項において準用する法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けようとする者に該当する者であることを証する書類
八 検査の結果	八 検査の結果

る。この場合において、同会第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

第二節 登録検定機関

第二節 登錄檢定機關

**第三十七条の九** 法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の（帳簿の記載等）

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>第三十七条の八</b> 法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十六<br/> <b>(法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第六条)</b></p> <p>船舶安全法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十五条の四十六の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を受けようとする者が検定を行おうとする事業所の名称及び所在地</p> <p>三 登録を受けようとする者が検定業務を開始しようとする年月日</p> <p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)</p> | <p>2</p> <p>ノ五第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 検定を受けようとする者が検定を行おうとする事業所の名称及び所在地</p> <p>三 検定を受けようとする者が検定業務を開始しようとする年月日</p> <p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)</p> | <p>第三十七条の九 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七条及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第十九条の四十九第一項の規定において準用する船舶安全法第六条ノ五第五節(船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。)の規定による登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。</p> <p>2</p> <p>第三十七条の十 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七条及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第十九条の四十九第一項の規定において準用する船舶安全法第六条ノ五第五節(船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。)の規定による登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。</p> <p>第三十七条の十一 法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十六(法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八において準用する船舶安全法第二十五条の四十八において準用する場合を含む。)の規定により法第四十三条の九第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を受けようとする者が検定を行おうとする事業所の名称及び所在地</p> <p>三 登録を受けようとする者が検定業務を開始しようとする年月日</p> <p>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)</p> |
|--|---|--|

二 口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した  
書類

には、その

、その住民票の写し（外国人にあつて

- 三 檢定を行う者は、これに準ずるもの及び履歴書の所持の有無を記載した書類

四 檢定を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 檢定を行う者が、法第四十三条の九第一項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(帳簿の記載等)

第三十七条の十二 法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 物件の型式承認番号、名称及び型式

二 檢定を行つた物件の数量

三 申請者の氏名又は名称及び住所

四 檢定を行つた年月日及び場所

五 檢定を行つた事業所の名称

六 檢定の結果

七 その他検定の実施状況に関する事項

2 法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、検定業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第三十七条の十三 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七条及び第四十七条の十一を除く。)の規定は、法第四十三条の九第一項の規定による登録同項の登録を受けた者(以下この条において「粉碎設備等登録検定機関」という。)及び粉碎設備等登録検定機関が行う検定について準用する。

## 第四節 旅費の額の計算に関する規定



(4) イからハまでの事項について適正である旨及びその旨を証する者の署名（当該事項について適正である旨を証する書類が添付されている場合を除く。）  
二 船長は、海洋汚染物質を収納した容器及び包装並びにコンテナを船舶に積載する場合は、次に掲げるところによること。  
イ 他の貨物等と衝突しないよう適正に積み付けること。  
付けること。

3)	(2)	(1)
海洋汚染物質の主成分名 の文字	「M A R I N E P O L L U T A N T」	び 包装の数量

場合を含む（又は第三項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出又は交付される文書に次の（2）から（4）に掲げる事項が付記されている場合を含めて、一の限りでない。）

二 海洋汚染物質には、次に掲げる事項が記載された明細書が添えられていること。ただし、危規則第十七条第一項、第三十条第一項（第三十五条第一項において準用する

四	法第十一十二月三十一日以毎	条の登録を受前の一年間の法第一	十告書(第	年廢棄物排	るとき。
船舶所有者	けた船舶の船	十条第二項第四号三及び第五号の規定一	六号の二	月出	状況報
物の排出	によつてする廃棄まで	日六号の二	日	月	年
五	法第十九十二月三十一日以毎	一条の二十五第九前の一 年間におけ三	月費実績一	月	年
船舶	燃料油消	一項に規定する、当該船舶にお三	日十二酸化炭	月	年
放出抑制対象油の実績及び当該まで	る二酸化炭素にて消費した燃料一	月度酸化炭	日	月	年
船舶(海上保船舶に係る二酸化	素放出実績指標	素放出実績指標	日	月	年
船舶の使用す	船舶を除(技術基準省令第	船舶を除(技術基準省令第	日	月	年
安庁の使用す	く。)であつ	く。)であつ	日	月	年
船舶所	四十七条第一項第	四十七条第一項第	日	月	年
有者	て総トン数五六号に規定する国	て総トン数五六号に規定する国	六号の三	月	年
2	廢油処理事業者又は自家用廢油処理施設の設置者は、その事業又はその廢油処理施設による廢油の処理に関し、第一項の表第一号から第三号までに規定するもの以外の報告を求められたときは、直ちに、これに関する報告をしなければならない。ただし、同表第五号に規定する報告書に相当する書面を船級協会に提出したときは、当該報告書については、提出することを要しない。	告書(第	六号の三	月	年
第三十八条	次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる事項に關し、第三欄に掲げる提出の期限により、第四欄に掲げる報告書を提出しなければならない。ただし、同表第五号に規定する報告書に相当する書面を船級協会に提出したときは、当該報告書については、提出することを要しない。	様式)	六号の三	月	年
(報告の微收)					

はならない。  
船舶所有者若しくは船長、海洋施設の設置者  
若しくは管理者又は航空機の使用者は、当該船舶、  
船舶、海洋施設又は航空機に係る油、有害液体物質、  
貨物等又は廃棄物（以下この項及び第四十一条第  
三項第五号において「油等」という。）の排出  
又は焼却、排出ガスの放出その他の油等の取扱い  
に関する作業に関し、第一項の表第四号及び第  
五号に規定するもの以外の報告を求められたと  
きは、直ちに、これらに関する報告をしなければ  
ならない。  
法第三十九条の三各号に掲げる者は、特定油  
防除資材を備え付けたときは、速やかに、次に  
掲げる書類を提出しなければならない。これを  
変更したときも、同様とする。  
イ 次に掲げる事項を記載した書類  
イ 次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ  
それぞれ同表の下欄に掲げる事項  

(1) 法第三 十九条の三 第一号に掲 び航行区域	(i) 当該船舶の船舶番 号、船名、総トン数及
------------------------------------	----------------------------

所有者	法第十一 の登録を受ける前の一 年間の法第一 十一条第二項第四号三 及び第五号の規定一 によつてする廃棄まで	
	物の排出	年廃棄物排出状況告書(第六号の二様式)
法第十九 の二十五年前の一年間に 現に規定する、当該船舶にお 二酸化炭素いて消費した燃料一 日費実績指標告書(第六号の三 様式)	毎月十二酸化炭 素放出実績指標告書(第六号の三 様式)	年月日
船舶を除く技術基準省令第 四十七条第一項第六号に規定する 船舶(海上保船舶に係る二酸化 炭素放出実績指標告書(第六号の三 様式))	船舶を除く技术基 准省令第47条第1項第 6号に規定する船舶(海上保 船舶に係る二酸化炭 素放出実績指標告 書(第六号の三様式))	月告書(第六号の二 様式)
船舶所の船舶にあつて は、当該燃料油の 実績に限る。)		
廢油処理事業者は自家用廢油処理施設の設 置者は、その事業又はその廢油処理施設による 廢油の処理に関し、第一項の表第一号から第三 号までに規定するもの以外の報告を求められた ときは、直ちに、これに関する報告をしなければ ならない。		





保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地の長も行うことができる。
(書類の提出)
二、第十二条の二の三十二、第十二条の二の三十四、第十二条の二の三十五、第十二条の二の三十七、第十二条の二の四十、第十二条の三の八、第十二条の三の十（第十二条の十六の二第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条の十六を除く。の規定による申請、届出又は報告に係る書類には、副本一通を添えなければならぬ。
前項の申請、届出又は報告であつて国土交通大臣にするもの（船舶又は港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業に関するものに限る。）は、当該申請、届出又は報告に係る船舶の所在地又は廃油処理事業に係る廃油処理施設の設置される場所の周辺海域（船舶又は自動車により廃油の収集を行う場合にあつては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域）のうち処理の対象となる廃油を排棄する船舶が主として存する海域若しくは廃油処理施設の所在地（当該所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、主たる廃油処理設備の所在地）を管轄する地方運輸局長を、同項の申請、届出又は報告であつて管区海上保安本部長にするもの（第十一管区海上保安の管轄区域に係るものに限る。）は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由してしなければならない。
附 則 抄 (施行期日) 1 この省令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。ただし、第二章（第九条、第十条及び第十二条を除く。）の規定は、法第四条、第五条及び第八条の規定の施行の日から施行する。 (船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律施行規則の廢止) 2 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律施行規則（昭和四十二年運輸省令第六十六号以下「旧海水油濁防止法施行規則」といふ。）は、廢止する。 (経過措置)
4 第六条の規定の施行前に旧海水油濁防止法施行規則第六条の四第一項の規定により受けた型

式承認とみなす。
附 則 (昭和四七年六月二日運輸省令第三八号) 抄 (施行期日等) 1 この省令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。
二、第十二条の二の三十八号 抄 (昭和四七年六月二三日運輸省令) (施行期日) 1 この省令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。
三、第十二条の二の三十九号 抄 (昭和四八年七月一七日運輸省令) (施行期日) 1 この省令は、昭和四八年七月一七日から施行する。
四、第十二条の二の四十号 抄 (昭和四八年九月二八日運輸省令) (施行期日) 1 この省令は、昭和四八年九月二八日から施行する。

一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定
式承認とみなす。
二 第二号及び附則第四項 公布の日から起算して七日を経過した日
三 第十二条に一項を加える改正規定 昭和五十年十二月三十日
四 第十二条の規定の施行前に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定により運輸大臣に対しても申請に係る処分に関しては、なお従前の例により運輸大臣が職権を行ふ。

一 (施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第二号及び附則第四項 公布の日から起算して七日を経過した日
三 第十二条に一項を加える改正規定 昭和五十年十二月三十日
四 第十二条の規定の施行前に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定により運輸大臣に対しても申請に係る処分に関しては、なお従前の例により運輸大臣が職権を行ふ。
一 略

る。施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行す

八号) 抄 附 則 (昭和五七年四月六日運輸省令第

**第一條** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 二 第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正 略

規定、第二条中海運局支局等組織規程の題名の改正規定、「第一章 海運局支局」を削る改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定（同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第二の改正規定（「第二条の二関係」を「第二条の二、第二条の三關係」に改める部分及び同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第三の改正規定（「同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る。）、同令別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第四条 昭和五十八年一月一日

附則（昭和五八年四月九日運輸省令第  
二〇号）抄

**第一条** この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和五八年八月二四日運輸省令  
第三六号）抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（昭和五十八年十月二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔日本国憲法の改正規定（第十二条の三十二）〕を「第十二条の三十五」に改める部分に限る。）、

**第六条、第十二条の二及び第十二条の四の改正規定、第十二条の三十四を削り、第十二条の三十五を第十二条の三十四とし、第十二条の三十六を第十二条の三十五とする改正規定、第三十三条の四の改正規定（油ゲル化剤**

## 第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

に係る部分を除く。)、第三十九条の次に一条を加える改正規定、第四十条の改正規定、別表第一及び別表第四の改正規定並びに別表第四の次に一表を加える改正規定(油ガル化剤に係る部分を除く。)並びに附則第八条及び附則第十二条の規定 改正法附則第一条第一号に定める日(昭和五十八年八月二十五日)

トタンクをいう。」

**第五条** 技術基準省令附  
項に規定するところによ  
り、シングルを設置することと  
を設置することを要する事  
についての新規則第十一  
は、同条第三号ト中  
物船及びクリーンバラ  
令附則第三条第四項に

する。

則第四条第三項又は第四条  
よりクリーンバラストタンク  
より分離バラストタンク  
ないとされるタンカーに  
一条の二の適用について  
貨物艤装とあるのは、貨物艤装  
タンク（技術基準省規定するクリーンバラス

5  
排出

出又は処分	水バラストの排	トタンクからの排	クリーンバラス	二 タンカーの
4	排出の量	排出の量	排出の量	分したタ
3	排出の量	排出の量	排出の量	識別記録
2	排出の量	排出の量	排出の量	1 水

## 山前の水バラストの表面又

ラストを排出し、又は処理する。リーンバースタンクの

第六

トタンクからの 水バラストの排 出又は処分	トランカーの クリーンバラス トタンクからの 水バラストを排出し、又は処 分したクリーンバラストタンクの 識別記号
2	排出を開始した時刻及び当該 排出の開始時における船舶の位置
3	排出を完了した時刻及び当該 排出の完了時における船舶の位置
4	排出し、又は処分した量
5	排出前の水バラストの表面又 は排出中の排出場所の海面に油膜 が生じていることが認められたか どうかの別
6	排出中の水バラストを油分濃 度計（技術基準省令附則第四条第 八項に規定する油分濃度計（技術 基準省令第十一一条第一項第一号及 び技術基準省令第十二条第一項第 一号の油分濃度計を含む））を用い て監視したかどうかの別
7	排出後又は処分後にクリーン バラストタンクと貨物艙及び燃料 油タンクとを分離するために配管 に設けた弁を開鎖した時刻及び当 該弁の閉鎖時における船舶の位置

油の排出その他 する作業	事項
クリーンバラス トタンク（技術 基準省令附則第 三条第四項に規 定するクリーン バラストタンク をいう。以下こ の表において同 じ。）への水バ ラストの積込み	1 水バラストを積み込んだクリ ーンバラストタンクの識別記号 2 水バラストの積込みの開始時 における船舶の位置
ラストの積込み	3 ボンプ及び配管の洗浄時にお ける船舶の位置
ト等を保留する貨物船へ移し、 たものとの量及び当該タンク内の総 量並びに当該タンクの識別記号	4 ボンプ及び配管の洗浄により 生じた洗浄水のうち、スロップタ ンク又は一時的に汚れた水バラス ト等を保留する貨物船へ移し、 たものとの量及び当該タンク内の総 量並びに当該タンクの識別記号
開始時における船舶の位置	5 追加の水バラストの積込みの 開始時における船舶の位置
6 水バラストの積込み後にクリ ーンバラストタンクと貨物船及び 燃料油タンクとを分離するために 配管に設けた弁を開鎖した時刻及 び当該弁の閉鎖時における船舶の 位置	7 積み込んだ水バラストの量

			油の排出その他油事項
		作業	の取扱いに関する
み	一 水 バ ラ ス ト の 積 込	タ ン カ ー へ の タ ン ク の 識 別 記 号	
総量	3 始 時 に お け る 船 舶 の 位 置	2 水 バ ラ ス ト の 積 込 み の 開	1 水 バ ラ ス ト を 積 み 込 ん だ







省令第七十三条号)附則第二条から第五条までを削り、同令附則第六条を同令附則第十九条とし、同令附則第七条を同令附則第二十条とし、同令附則第一条の次に次の十七条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日(平成十六年十一月一日)から施行する。(相当確認等の申請)

## 第二条 改正法附則第二条第一項に規定する相当確認(以下「相当確認」という。)及び同項に規定する相当手引書(以下「相当手引書」という。)の承認を受けようとする者は、相当確認及び相当手引書承認申請書(附則第一号様式)

を地方運輸局長(第三条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則第三条第一項に規定する地方運輸局長をいう。以下附則第二十二条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

(添付書類)

第三条 相当確認及び相当手引書承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 原動機の製造仕様書
- 2 原動機の構造及び配置を示す図面
- 3 原動機の使用材料を示す書類

第四条 地方運輸局長は、相当確認及び相当手引書の承認を受けようとする者は、次に掲げる準備をするものとする。

- 1 原動機を運転できるようにすること。
- 2 原動機からの窒素酸化物の放出量を測定できること。
- 3 原動機の内部を確認できることに開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
- 4 地方運輸局長は、相当確認及び相当手引書の承認のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる準備のほか必要な準備を求め、又は同項各号に掲げる準備の一部についてその省略を認めることができる。

(国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書)  
第五条 改正法附則第一条第二項の国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書(以下「相当原動機証書」)

「動機証書」という。)は、この省令の附則第二号様式によるものとする。

(相当原動機証書の再交付)

## 第六条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者及び船舶所有者は、相

当原動機証書を滅失し、紛失し、又は毀損した場合は、相当原動機証書再交付申請書(附則第三号様式)を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

## 第七条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者及び船舶所有者は、相

当原動機証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、相当原動機証書書換申請書(附則第四号様式)を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

(相当原動機証書の書換え)

## 第八条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者及び船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する相當原動機証書(第三号の場合にあっては、発見した相当原動機証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 原動機が滅失し、又は解体されたとき。

二 原動機が改正法附則第二条第一項の原動機に掲げる場合にあっては、発見した相当原動機証書(第三号の場合にあっては、発見した相当原動機証書)を地方運輸局長に返納しなければならない。

三 相当原動機証書を紛失したことにより相当原動機証書の再交付を受けた後、その紛失した相当原動機証書を発見したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、原動機が相当

確認(以下「相当確認」という。)の実施に必要な事項

## 第九条 改正法附則第二条第三項の国土交通省令

で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の一十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、改正法附則第二条第一項の相当放出品準(以下「相当放出品準」という。)に適合しないおそれのある改造を行うこと。

## 第十条 改正法附則第二条第四項の国土交通省令で定める額は、附則別表第一に定める額とする。

(手数料)

(対象船舶)

## 第十二条 小型船舶検査機構に関する省令(以下「機構省令」という。)第十二条の規定は、改正法附則第三条第四項後段の規定による認可について準用する。

(小型船舶用原動機相当確認等事務規程の記載事項)

## 第十三条 改正法附則第三条第六項の国土交通省令で定める小型船舶用原動機相当確認等事務規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 相当確認の申請の受理に関する事項

二 相当確認の執行方法に関する事項

三 相当手引書の承認に関する事項

四 相当原動機証書の交付、書換、再交付及び返納に関する事項

五 その他の改正法附則第三条第一項の小型船舶用原動機相当確認等事務規程(以下「小型船舶用原動機相当確認等事務」という。)の実施に必要な事項

## 第十四条 機構省令第十四条の規定は、改正法附則第三条第八項の国土交通省令で定める小型船舶用原動機相当確認等業務員の要件について準用する。

(小型船舶用原動機相当確認等業務員の要件)

## 第十五条 小型船舶検査機構(以下「機構」とい

う。)は、改正法附則第三条第九項の規定によ

る届出をしようとするときは、次に掲げる事項

を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなけ

ればならない。

## 第十六条 改正法附則第三条第一項の規定により機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を行う場合における規定の適用)

前項の場合において、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう事務所の管轄区域は、船舶安

全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第四十八条第二項の規定に基づき告示され

た管轄区域とする。

## 第十七条 改正法附則第三条第十四項の規定によ

り国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等

事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合

における同条第十五項の公示は、次に掲げる事

項について行うものとする。

一 小型船舶用原動機相当確認等事務を行なうこ

ととなる地方運輸局長

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行うこととなる区域

三 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行なうこととなる範囲

四 小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日

前項第四号に掲げる日以後においては、同項

第二号に掲げる区域内に存する総トン数二十ト

ン未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、司号の範囲外の

（船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由）  
**第十九条** 改正附則第六条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(帳簿の記載等) のいづれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(準用) は交付が適当でないと認める場合は、同項の規定による相当確認、承認又は交付のやり直しその他の処分を命ずることができる。

は交付が適当でないと認める場合は、同項の規定による相当確認、承認又は交付のやり直しその他処分を命ずることができる。

3 ン未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の申請は原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は機構の事務所に對し、それぞれするものとする。

機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲

(船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由)  
**第十九条** 改正法附則第六条第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。  
一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。  
二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。  
(前項第一号等による台帳及び登録の手續(日清))

のいづれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類（帳簿の記載等）

は交付が適当でないと認める場合は、同項の規定による相当確認、承認又は交付のやり直しその他処分を命ずることができる。

（未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務）の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は機構の事務所に対し、それぞれするものとする。

機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機相当確認等事務を同日前に開始していない場合においては、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

(船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由)  
**第十九条** 改正法附則第六条第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。  
一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。  
二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。  
(相当確認等に係る船級協会の登録の申請)  
**第二十条** 改正法附則第六条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。  
一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及

(帳簿の記載等) のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3 未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は機構の事務所に對し、それぞれするものとする。

4 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機相当確認等事務を同日前に開始していない場合は、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

5 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機相当確認等事務を処理するため必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。

（地方運輸局長の小型船舶用原動機相当確認等事務の機構への引継ぎ）

(船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由)

**第十九条** 改正法附則第六条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。

(相当確認等に係る船級協会の登録の申請)

**第二十条** 改正法附則第六条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようと/orする者が相当確認、承認及び交付の業務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し  
よければならない。

三 登録を受けようと/orする者が相当確認、承認

在地

(報告書の提出等) 第二十二条 改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第一 原動機の型式  
第二 原動機の製造番号  
第三 原動機の定格出力  
第四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所  
第五 相当確認、承認又は交付を行つた年月日及び場所  
第六 相当確認、承認又は交付を行つた事業所の名称  
第七 相当確認、承認又は交付の結果  
八 その他相当確認、承認又は交付の実施状況に関する事項

改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、相当確認、承認又は交付の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は機構の事務所に對し、それぞれするものとする。

3 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機相当確認等事務を同日前に開始していない場合はにおいては、当該申請に係る申請書及び料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機相当確認等事務を処理するために必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。（地方運輸局長の小型船舶用原動機相当確認等事務の機構への引継ぎ）

**第十八条 改正法附則第三条第十四項の規定により国土交通大臣が自ら行っている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。**

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする区域

(船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由)

**第十九条** 改正法附則第六条第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。

(相当確認等に係る船級協会の登録の申請)

**第二十条** 改正法附則第六条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が相当確認、承認又は交付を行おうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

(帳簿の記載等)

**第二十一条** 改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 原動機の型式
- 二 原動機の製造番号
- 三 原動機の定格出力
- 四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所
- 五 相当確認、承認又は交付を行つた年月日及び場所
- 六 相当確認、承認又は交付を行つた事業所の名称
- 七 相当確認、承認又は交付の結果
- 八 その他相当確認、承認又は交付の実施状況に関する事項

改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、相当確認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による相当確認、承認又は交付の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

**第二十二条** 船級協会は、改正法附則第六条第二項の規定による相当確認、承認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による相当確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 原動機の型式
- 二 原動機の製造番号
- 三 原動機の定格出力
- 四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所
- 五 相当確認、承認又は交付を行つた年月日及び場所
- 六 相当確認、承認又は交付を行つた事業所の名称
- 七 相当確認、承認又は交付の結果
- 八 その他相当確認、承認又は交付の実施状況に関する事項

（未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務）の申請は地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は機構の事務所に對し、それぞれするものとする。

3 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機相当確認等事務を同日前に開始していない場合においては、当該申請に係る申請書及び料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

4 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機相当確認等事務を処理するため必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。（地方運輸局長の小型船舶用原動機相当確認等事務の機構への引継ぎ）

第十八条 改正法附則第三条第十四項の規定により国土交通大臣が自ら行っている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする範囲

三 小型船舶用原動機相当確認等事務を終了する日

前項第三号に掲げる日以後においては、同項

**第十九条** 改正法附則第六条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。  
(相当確認等に係る船級協会の登録の申請)

**第二十条** 改正法附則第六条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようと/orする者が相当確認、承認又は交付を行おうとする事業所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようと/orする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類  
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 登録を受けようと/orする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書
  - 口 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

		（帳簿の記載等）
第一項	第二十一条	改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
二	一	原動機の型式
三	二	原動機の製造番号
四	三	原動機の定格出力
五	四	原動機製作者等の氏名又は名称及び住所
六	五	相当確認、承認又は交付を行つた年月日及び場所
七	六	相当確認、承認又は交付を行つた事業所の名称
八	七	相当確認、承認又は交付の結果
九	八	その他相当確認、承認又は交付の実施状況に関する事項
一〇	九	改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、相当確認、承認又は交付の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。
一一	一〇	報告書の提出等
一二	一一	船舶の型式
一二	一二	原動機の製造番号
一二	一二	原動機の定格出力
一二	一二	原動機製作者等の氏名又は名称及び住所

3 未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、機関の事務所に對し、それぞれするものとする。

4 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機相当確認等事務を同日前に開始していない場合においては、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

5 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機相当確認等事務を処理するために必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。

（地方運輸局長の小型船舶用原動機相当確認等事務の機構への引継ぎ）

**第十八条 改正法附則第三条第十四項の規定により国土交通大臣が自ら行っている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。**

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする範囲

三 小型船舶用原動機相当確認等事務を終了する日

6 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、当該区域内の機構の事務所に対してするものとする。

7 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以

(船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由)

**第十九条** 改正法附則第六条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。  
(相当確認等に係る船級協会の登録の申請)

**第二十条** 改正法附則第六条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようと/orする者が相当確認、承認又は交付を行おうとする事業所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようと/orする者が法人である場合及び交付の業務を開始しようと/orする年月日には、次に掲げる事項を記載した書類

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようと/orする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようと/orする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書
- 三 相当確認に用いるガス分析装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類
- 四 相当確認、承認又は交付を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

(帳簿の記載等) のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

3 未満の対象船舶に設置される原動機（以下「小型船舶用原動機」という。）に係る同項第三号の範囲内の小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、地方運輸局長に対し、同号の範囲外の小型船舶用原動機相当確認等事務及び当該区域外に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、機構の事務所に對し、それぞれするものとする。

4 機構は、第一項第二号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機について、同項第四号に掲げる日前に受け付けた申請に係る小型船舶用原動機相当確認等事務を同日前に開始していない場合においては、当該申請に係る申請書及び手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

5 機構は、国土交通大臣が自ら行うこととした小型船舶用原動機相当確認等事務を処理するために必要な書類を、国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせることとした地方運輸局長に送付しなければならない。

（地方運輸局長の小型船舶用原動機相当確認等事務の機構への引継ぎ）

**第十八条** 改正法附則第三条第十四項の規定により国土交通大臣が自ら行っている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないとした場合における同項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする区域

二 地方運輸局長が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととする範囲

三 小型船舶用原動機相当確認等事務を終了する日

6 前項第三号に掲げる日以後においては、同項第一号に掲げる区域内に存する小型船舶用原動機に係る小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、当該区域内の機構の事務所に対してするものとする。

7 地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、前条第四項の規定により送付された書類を機構に返還しなければならない。

8 国土交通大臣が小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせることとした地方運輸局長は、第一項第三号に掲げる日以後において、改正法附則第三条第十四項の規定により行った小型船舶用原動機相当確認等事務の申請は、当該区域内の機構の事務所に対してするものとする。

(船級協会が交付する相当原動機証書が国際大気汚染防止原動機証書とみなされない事由)

**第十九条** 改正法附則第六条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、相当放出基準に適合しないおそれのある改造を行うこと。

(相当確認等に係る船級協会の登録の申請)

**第二十条** 改正法附則第六条第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようと/orする者が相当確認、承認又は交付を行おうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようと/orする者が法人である場合及び交付の業務を開始しようと/orする年月日には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
(外國法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようと/orする者が個人である場合には、その住民票の写し(外國人にあつては、これに準ずるもの)及び履歴書

三 相当確認に用いるガス分析装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 相当確認、承認又は交付を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 相当確認、承認又は交付を行う者が、改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の四十七条第一項第二号に該当する者であることとを証する書類

(帳簿の記載等)

のいづれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

**第二十一条 改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。**

- 一 原動機の型式
- 二 原動機の製造番号
- 三 原動機の定格出力
- 四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所
- 五 相当確認、承認又は交付を行った年月日及び場所
- 六 相当確認、承認又は交付を行った事業所の名称
- 七 相当確認、承認又は交付の結果  
その他の相当確認、承認又は交付の実施状況に関する事項
- 八 改正法附則第六条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、相当確認、承認又は交付の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。  
(報告書の提出等)

**第二十二条 船級協会は、改正法附則第六条第二項の規定による相当確認、承認又は交付を行つた場合は、速やかに、同項の規定による相当確認、承認又は交付に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。**

前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 原動機の型式
- 二 原動機の製造番号
- 三 原動機の定格出力
- 四 原動機製作者等の氏名又は名称及び住所
- 五 相当確認、承認又は交付を行つた年月日及び場所
- 六 相当確認、承認又は交付を行つた事業所の名称
- 七 相当確認、承認又は交付の結果

4 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、改正法附則第六条第二項の規定による相当確認、承認又は交付依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。

5 国土交通大臣は、船級協会の行つた改正法附則第六条第二項の規定による相当確認、承認又

**第二十三条** 船舶安全法施行規則第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、改正法附則第六条第一項の規定による登録並びに同条第二項の船級協会並びに船級協会が行う相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、第四十七条の七第五号中「検定員」とあるのは「確認員」と読み替えるものとする。

**(原動機の改造)**

**第二十四条** 改正法附則第七条ただし書の国土交通省令で定める改造は、次に掲げる改造とする。

一 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機を交換する改造（当該原動機と同一と認められる原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたものに交換する改造を除く。）

イ 国際航海に從事する船舶 平成十二年一月一日

ロ 前号に掲げる船舶以外の船舶 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十九年五月の議定書が効力を生じた日（平成十七年五月十九日）

二 原動機の連続最大出力が当該連続最大出力の十パーセントを超えて増加することとなる改造

三 前号に掲げるもののほか、原動機からの窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造

**(改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数)**

**第二十四条の二** 改正法附則第九条第三項の国土交通省令で定める総トン数は、四百トンとする。

**(オゾン層破壊物質記録簿)**

法第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十六の国土交通省令で定めるものは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表の区分の欄に掲げる第一号から第三号まで、第五号及び第六号の船舶にあつては第一種中間検査（同令第十八条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）同表の区分の欄に掲げる第四号の船舶にあつては第三種中間検査（同令第十八条第一項に規定する

(型式承認規則の準用)  
**第二十八条** 海洋汚染防  
一、第二条又は第

止設備型式承認規則（第  
二條第二項第四號之餘

**(権限の委任)**  
**第三十条** 改正法附則第二条第一項及び第二項、

れぞれの様式又は書式にかかわらず、  
間、なおこれを使用することができる。

附則別表第二（附則第二十七条関係）															相当原動機証書の交付又は書換え					
土交通大臣の行う相当確認及び相当手引書の承認及び相当手引書の承認の手数料の額に112,800円を加算した額とする。																	相当原動機証書の交付又は書換え			
外国において改正法附則第2条第1項の国を受ける場合に要する手数料の額は、当該相当確認及び相当手引書の承認の手数料の額に112,800円を加算した額とする。																	相当原動機証書の交付又は書換え			
備 檢 査	外 国 に お け る 製 造 に 係 る 予 備 檢 査	等 燒 却 設 備	船 舶 発 生 油	通 気 装 置	報 装 置	高 位 液 面 警	置 壓 力 計 測 装	等 燒 却 設 備	船 舶 發 生 油	通 気 装 置	報 装 置	高 位 液 面 警	置 壓 力 計 測 装	等 燒 却 設 備	船 舶 發 生 油	通 気 装 置	報 装 置	高 位 液 面 警		
通気装置	報装置	高位液面警	置圧力計測装	置圧力計測装	置圧力計測装	置圧力計測装	置圧力計測装	等焼却設備	船舶発生油	通気装置	報装置	高位液面警	置圧力計測装	等焼却設備	船舶発生油	通気装置	報装置	高位液面警		
00円	00円	00円	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	3000円	0円	1個につき	0円	1個につき	0円	1個につき	800円	1個につき	300円	1個につき	0円	
00円	00円	00円	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	1個につき	3000円	0円	1個につき	0円	1個につき	0円	1個につき	65,	4,0	12,	10,	0円	
3,9	1,1,	1,1,	9,7	4,8	3,3,	2,0	6,1	5,0	2,5	5,0	2,5	5,0	2,5	5,0	5,0	5,0	5,0	5,0	5,0	

附則第二号様式  
(地方運輸局長が交付するもの) (附則第五条関係)

附則第二号様式  
(小型船舶検査機構が交付するもの) (附則第五  
条関係)

In respect of the provision of Annex VI of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as "the Convention") and the Technical Code on Control of Emissions of Volatile Organic Compounds from Marine Diesel Engines (hereinafter referred to as "the Technical Code")	
Name:	株式会社日本カーボン
Address:	〒101-0051 東京都千代田区麹町二丁目1番地
Telephone Number:	03-5211-1111
E-mail Address:	info@japan-carbon.co.jp
1. The Board of Directors shall be responsible for ensuring that the ship complies with the requirements of the Convention, the Technical Code and the following Resolution.	本船の運航に際しては、船舶の構造と運航に関する規則の規定を遵守するよう、監視監督の責任者である取締役会が監視監督する責任を負う。
2. The Board of Directors shall ensure that the ship complies with the requirements of the ISOPP Certificate. The ISOPP Certificate may accompany the Shipboard Operational Pollution Prevention Plan (SOPP) or the ISOPP Certificate may be issued separately.	ISOPP証明書の規定を遵守するよう、監視監督の責任者である取締役会が監視監督する責任を負う。
3. The changes of the original Board of Directors, English, French, or Spanish, shall not include a written notice of one language.	監視監督の責任者である取締役会の変更は、英語、フランス語、スペイン語のうちの一つで記載する。
4. The shipowner shall be responsible for ensuring that the ship complies with the requirements of the Convention, the Technical Code and the following Resolution.	船舶の所有者は、船舶の構造と運航に関する規則の規定を遵守するよう、監視監督の責任者である取締役会が監視監督する責任を負う。
5. Under certain circumstances mentioned in the Resolution in relation to the regulation of Annex VI of the Convention and its requirements, no signature of the shipowner is required.	船舶の所有者が、船舶の構造と運航に関する規則の規定を遵守するための規則の範囲で、監視監督の責任者である取締役会が監視監督する責任を負う。

2. **Technical Code**  
 2.1. **Technical Code** の規格書名と規格番号  
**Technical Code specification name and specification number**

2.2. **Technical Code** の規格書の範囲  
**Technical Code specification scope**

2.3. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
 例：The Technical Code is a specification chapter of the "Nanpu Technical Code", as a part of the EAC/CU Certificate and annex chapter.

2.4. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
 例：The Technical Code is a specification chapter of the "Nanpu Technical Code", as a part of the EAC/CU Certificate and annex chapter.

2.5. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
**Specification for the Nanpu Technical Code as a part of the EAC/CU Certificate Annex**

2.6. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
**Specification for the Nanpu Technical Code as a part of the EAC/CU Certificate Annex**

2.7. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
**Specification for the Nanpu Technical Code as a part of the EAC/CU Certificate Annex**

2.8. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
**Specification for the Nanpu Technical Code as a part of the EAC/CU Certificate Annex**

2.9. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
**Specification for the Nanpu Technical Code as a part of the EAC/CU Certificate Annex**

2.10. **Technical Code** の規格書が、規格化された規格書である場合、規格化された規格書の規格番号を記載する。  
**Specification for the Nanpu Technical Code as a part of the EAC/CU Certificate Annex**

この規格書は、**この規格書**の規格番号と規格名を記載する。

This specification is identified by the specification number and specification name of this specification.

附則第六條關係

(附則第七条関係  
附則第四号様式









三 登録を受けようとする者が相当検査の業務を開始しようとする年月日

かに、同項の規定による相当検査に関する報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

有	
售	
水	
ミ	
ラ	
ス	
ト	
總	(円) 金額
ト	
ノ	

一 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書

三 相当検査に用いる新法別表第二に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 相当検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 相当検査を行う者が、改正法附則第五条第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十七第一項第二号に掲げる条件に該当する者であることを信じ証する書類

六 登録を受けようとするとする者が、改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（帳簿の記載等）

**第二十四条** 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名  
二 船舶番号  
三 総トン数  
四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所  
五 相当検査を行つた年月日及び場所  
六 相当検査を行つた事業所の名称  
七 相当検査の結果  
八 その他相当検査の実施状況に関する事項

改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、相当検査の業務を行う事業所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。（報告書の提出等）

**第二十五条** 船級協会は、改正法附則第四条第八項の規定による相当検査を行つた場合は、速やかに登録を受けようとする者が個人である場合に、次に掲げる事項を記載した書類

一 船名		
二 船舶番号		
三 総トン数		
四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所		
五 相当検査を行った年月日及び場所		
六 相当検査を行つた事業所の名称		
七 地方運輸局長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、船級協会に対し、改正法附則第四条第八項の相当検査依頼者から提出された図面その他必要な書類の提出を求めることができる。		
八 國土交通大臣は、船級協会が行つた改正法附則第四条第八項の規定による相当検査が適当でないと認める場合は、同項の規定による相当検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。		
（船級協会の検査）		
第二十六条 施行規則第三十七条の五、第三十七条の六（第四項を除く。）及び第三十七条の七の規定は、改正法附則第四条第一項の船級協会が行う検査の業務に関する監督について準用する。この場合において施行規則第三十七条の五中「法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第二項」と、施行規則第三十七条の六中「法第十九条の四十六第二項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」と、施行規則第三十七条の七中「第三章の二第一節（第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。）の規定は、法第十九条の四十六第一項の規定による登録並びに同条第二項」とあるのは「第四十七条の六、第四十七条の七、第四十七条の九及び第四十七条の十の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」と読み替えるものとする。（様式等に係る経過措置）		
第二十七条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、		

第二十八条 改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（船舶が本邦にある場合にあっては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）、船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）が行う。									
2 前項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限は、当該船舶の所在地が運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）に同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第三項に規定する事務を分掌するもの（以下この項において「運輸支局等」という。）の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長が行う。									
附則別表第一（附則第二十二条関係）									
附則別表第三（附則第二十二条関係）	附則第十一条の承認	改正法附則第三条の相 当確認	改正法附則第三条の相 当指定	附則第十条の承認	附則別表第二（附則第二十二条関 係）	改正法附則第三条の相 当確認	改正法附則第三条の相 当指定	金額 (円)	金額 (円)
国土交通大臣による相当検査する設備を設置している船舶	附則第十条の承認	改正法附則第三条の相 当確認	改正法附則第三条の相 当指定	附則第十条の承認	改正法附則第三条の相 当確認	改正法附則第三条の相 当指定	附則第十条の承認	0 1 8 9 , 7 0	0 1 8 9 , 7 0
四条第一項の排出防止に関する数(トントン)	未満	1	1	9 3 5 , 4 0	0 7 4 0 , 2 0	0 9 3 5 , 2 0	0 9 3 5 , 2 0	0 9 3 5 , 2 0	0 9 3 5 , 2 0
国土交通大臣による相当検査する設備を設置している船舶	以上	1	1	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0

別附第一号様式(別附六各部圖)	
規則 第二章 第一節 第二項	
規則	
年 月 日	
<p>氏名又は店名及び住所 契約者と同一のものとし ての代表者の氏名</p> <p>箇印</p> <p>海事辨済及び賠償の防止に関する規則施行規則等の一例を改正する旨の命令を発布する 規則の規定により、次のとおり申請しました。</p> <p>交付する所と規則の施行する所との上記の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>平成 2 年 4 月令第 3 号(規則第 1 項) 請求書を第 1 項に規定する 規則の規定により、 海事辨済及び賠償の防止に関する規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>同規則の規定による旨の命令を遵守する旨の申立て書</p> <p>(注) 1. 本申請は、当該三種類の内件を下すこと。 2. 本件を文書で提出する場合。 3. 本件を文書で提出する場合は、郵便等によるが可る。</p>	

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4をとること。
- 不要な文字は、抹消すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附則第二号様式  
(附則第九条関係)

別冊第二号様式(別冊第1号様式)

相 承 確 認 書

附 彙

海事内務省及び国土交通省に提出する船舶の登録を認定する法律(平成2年6月法律第3号)別冊第3号第1項の規定により、下記の有審ハラスト処理設備について相承確認する。

記

1 有審ハラスト処理設備の名称及び形式

2 有審ハラスト処理設備の製造者の氏名又は名称

3 製造者

4 備考

年 月 日

国土交通大臣

年 月 日

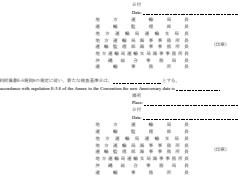
附則第三号様式  
（附則第九条関係）

年 月 日

附則第四号様式  
(附則第十条關係)







**附 則（平成二六年一二月一二日国土交  
通省令第九三号）抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十七年一月一日から

施行する。（経過措置）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** この省令の施行の際現に船舶により輸送

されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基

準について、当該輸送が終了するまでの間、

この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律施行規則の規定にかわ

らず、なお従前の例による。

この省令による改正後の海洋汚染等及び海上

災害の防止に関する法律施行規則第四号の二様

式について、平成二十八年十二月三十一日ま

では、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

**第四条** この省令の施行前にした行為並びに附則

第二条及び前条第一項の規定によりなお従前の

例によることとされる場合におけるこの省令の

施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

**附 則（平成二六年一二月二六日国土交  
通省令第九七号）抄**

この省令は、平成二十七年一月一日から施行

する。

**附 則（平成二六年一二月二六日国土交  
通省令第九八号）抄**

この省令は、平成二十七年一月一日から施行

する。

**附 則（平成二七年一二月二二日国土交  
通省令第八五号）抄**

（施行期日）

この省令は、平成二十八年一月一日（以

下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（平成二八年三月三一日国土交通  
省令第三八号）**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行

する。

**附 則（平成二八年一二月二二日国土交  
通省令第九九号）抄**

（施行期日）

この省令は、平成二十九年一月一日（以

下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（平成二九年三月三一日国土交通  
省令第六九号）**

この省令は、平成二十九年三月三十日から

施行する。

**附 則（平成二九年一二月二二日国土交  
通省令第八八号）**

（施行期日）

この省令は、平成二十九年一月一日（以

下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（平成二九年三月三一日国土交通  
省令第六九号）**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行

する。

**附 則（平成二八年一二月二二日国土交  
通省令第八九号）**

（施行期日）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行

する。（経過措置）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行令の一部を改正する政令による改正後の海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行令の一部を改正する政令による改正後の海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行令の一部を改正する政令による改正後の海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行令の一部を改正する政令による改正後の海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行令の一部を改正する政令による改正後の海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

施行令の一部を改正する政令による改正後の海

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

令別表第二号の表第四号上欄に規定するふ  
ん尿又は污水の排出につき海洋環境の保全の見  
地から特に注意を払う必要があるものとして国  
土交通省令で定める船舶には、平成二十八年十  
二月三十一日以前に建造され又は建造に着手さ  
れた船舶は、含まれないものとする。

**附 則（平成二九年六月一五日国土交通  
省令第三七号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二九年七月一九日国土交通  
省令第四五号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二九年九月一一日国土交通  
省令第五〇号）抄**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二九年九月一日国土交通  
省令第一三号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二九年五月一七日国土交通  
省令第三号）**

（施行期日）

この省令は、令和元年六月一日から施行す  
る。

**附 則（令和元年六月二八日国土交通  
省令第二〇号）**

（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正  
する法律の施行の日（令和元年七月一日）から  
施行する。

**附 則（令和元年五月一七日国土交通  
省令第四七号）抄**

（施行期日）

この省令は、令和元年六月一日から施行す  
る。

**附 則（令和元年六月二八日国土交通  
省令第二〇号）**

（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正  
する法律の施行の日（令和元年七月一日）から  
施行する。

**附 則（令和元年五月一六日国土交通  
省令第四八号）**

（施行期日）

この省令は、令和元年六月一日から施行す  
る。

**附 則（令和元年五月一六日国土交通  
省令第七二号）**

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行す  
る。

**附 則（令和二年八月三一日国土交通  
省令第七六号）抄**

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行す  
る。

**附 則（令和二年九月一一日国土交通  
省令第七六号）**

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行す  
る。（経過措置）

洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行  
令別表第二号の表第四号上欄に規定するふ  
ん尿又は污水の排出につき海洋環境の保全の見  
地から特に注意を払う必要があるものとして国  
土交通省令で定める船舶には、平成三十年三月  
二月三十一日以前に建造され又は建造に着手さ  
れた船舶は、含まれないものとする。

**附 則（令第一〇号）抄**

（施行期日）

この省令は、平成三十年三月一日から施  
行する。ただし、第一条の規定による改正後の  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施  
行規則第三十八条第一項の表第五号の規定によ  
る報告については、令和元年十二月三十一日以  
前の一周年の船舶において消費した燃料油の実  
績の報告から適用する。

**附 則（平成三一年三月二八日国土交通  
省令第一三号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年五月一七日国土交通  
省令第三号）**

（施行期日）

この省令は、令和元年六月一日から施行す  
る。

**附 則（令和元年六月二八日国土交通  
省令第二〇号）**

（施行期日）

この省令は、令和元年七月一日から施行す  
る。

**附 則（令和元年六月二八日国土交通  
省令第四八号）**

（施行期日）

この省令は、令和元年七月一日から施行す  
る。

**附 則（令和元年七月一日国土交通  
省令第七二号）**

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行す  
る。

**附 則（令和二年八月三一日国土交通  
省令第七六号）**

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行す  
る。

**附 則（令和二年九月一一日国土交通  
省令第七六号）**

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行す  
る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律  
施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 施行日前に建造された船舶については、当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までは、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の三の規定は、適用しない。

1  
この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

(経過措置) る。  
この省令の施行の際現にあるこの省令によると  
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを  
取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年一月一九日国土交通  
省令第七一号）抄

(施行期日)

附 貝 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)  
省令第九八号

附  
圖

式による燃料油消費実績報告履行確認書並びに第二条の規定による改正前の検査規則第一号の三の六様式による国際大気汚染防止原動機証書、第一号の五の四様式による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書は、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第一号の十六様式による燃料油消費実績報告履行確認書並びに第二条の規定による改正後の検査規則第一号の三の六様式による国際大気汚染防止原動機証書、第一号の五の四様式による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び第十二号の五様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

附則（令和四  
令第五五号）抄

年七月二七日国土交通省

科目	講習条件
一 有 害 士 (機 関) の資 格若 しくは これより上 級 体 の資 格に ついての 免許を有 する者で あつ	三級海技士(航海)若しくは三級海技

別表第二 (第三十三条の三関係)	備付者	法取扱い方										五消実務火	
		方二	方一	方三	方四	方五	方六	方七	方八	方九	方十		
	除油定特数量	方二	大學等において医学又は工学に関する科目を修得して卒業した者（当該科目を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上保護具に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	方三	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	方四	方五	方六	方七	方八	方九	方十
	方一	二大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であること。	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。	方二	方三	方四	方五	方六	方七	方八	方九	方十	

		者るげ掲に号一第三の条九十三第法一 のけ備船は船を除定で所ののントイ るえ内隨船当資油、あ有船舶以百 も付に伴又該材防特つ者船舶上ト数 総		Bスンエフルイオ材資
除定で所ののン五トロ 資油、あ有船舶未百 材防特つ者船舶満ト数 才は又Aスンエフルイオ	剤化ルゲ油は又材着吸油、剤理処油	当該船舶の長さの一・五倍の長さ		
当該船舶の長さの一・五倍の長さ	当該船舶の總トン数に応じ、想定 される排出量（以下「想定排出量」） を処理するためには必要な量 （以下「想定排出量」）の割に相当する B重油を	当該船舶の長さの一・五倍の長さ		

		のけ備船は船を るえ内隨船当 も付に伴又該 材防特つ者船舶 中を海一の十 のけ備基を除定で所のの航域号六三第		Bスンエフルイオ材資	
るえ地備資油、あ有船舶行内の第 も付に付材防特つ者船舶中を海一の十 のけ備基を除定で所のの航域号六三第	Bスンエフルイオ材資	剤化ルゲ油は又材着吸油、剤理処油	Bスンエフルイ		
0 , 上 0 5 未 0 1 0 , 満 0 0 以 0 未 0 , 5 以 0 , 1 満 0 0 0 上 0 0 0 未 0 0 以 0 5 満 0 0 上 0 0 , 0 , 1 0 , 上 0 0 0 1 以 0 , 0	ト(メ)長 ル さ	シヘン ト数 ト 満 0 2 未 0 満 0 以 2 0 上 0 未 5 0 未 0 , 上 0 5 満 0 0 1 以 0 未 0 , 上 0 0 1 満 0 0 5 以 0 ,	ぞれ 次 の 表 に 掲 げ る 長 さ	当該船舶の總トン数に応じ、想定 排出量の割に相当するB重油を	

		に限場可に間へ基を除定で所のの航域げで五か第 備る所能到以一備資油、あ有船舶行内るに号ら二の十 え)にな達内時地付材防特つ者船舶中を海掲ま第号六三第		Bスンエフルイオ材資	
剤化ルゲ油は又材着吸油、剤理処油	Bスンエフルイ				
0 6 満 0 0 0 上 0 0 5 6 未 0 , 1 以 0 , 0 8 満 0 0 0 上 0 0 1 0 未 0 , 5 以 0 , 0 1 未 0 0 以 0 5 0 , 満 0 0 上 0 0 , 5 0 , 1 0 , 0 0 2 上 0 0 0 1 0 , 以 0 , 0	ト(メ)長 ル さ	シヘン ト数 ト 満 0 2 未 0 満 0 以 2 0 上 0 未 5 0 未 0 , 上 0 5 満 0 0 1 以 0 未 0 , 上 0 0 1 満 0 0 5 以 0 ,	ぞれ 次 の 表 に 掲 げ る 長 さ	当該船舶の總トン数に応じ、想定 排出量の二割に相当するB重油を	4 0 0 0 4 6 6 0 0 0 7 0

		のけ備。に除場掲へ場可に間へ基を除定で所のの航域げで五か第 るえ)限く所げニ能到以二備資油、あ有船舶行内るに号ら二の十 も付にる。をるに所な達内時地付材防特つ者船舶中を海掲ま第号六三第		Bスンエフルイオ材資	
剤理処油	剤化ルゲ油は又材着吸油、剤理処油				
処理する ためには 必要な量 の二割に 相當する B重油を を	0 0 1 満 0 0 0 上 0 0 5 0 , 未 0 , 1 以 0 , 0 2 1 満 0 0 0 上 0 0 1 2 , 未 0 , 5 以 0 , 8 2 , 未 0 0 以 0 5 0 , 満 0 0 上 0 0 , 2 0 , 1 0 , 0 0 3 上 0 0 0 1 0 , 以 0 , 0	ト(メ)長 ル さ	シヘン ト数 ト 満 0 2 未 0 満 0 以 2 0 上 0 未 5 0 未 0 , 上 0 5 満 0 0 1 以 0 未 0 , 上 0 0 1 満 0 0 5 以 0 ,	当該船舶の總トン数に応じ、想定 排出量の二割に相当するB重油を	当該船舶の總トン数に応じ、想定 排出量の二割に相当するB重油を

者るげ掲に号二第三の条九十三第法二		置設きとすを特のルリ万イ 者るがる保定量以ツキ 設施でこ管油の上トロ五		剤化ルゲ油は又材着吸油、	
設施以外 設置者 ののイ フルイオ	剤化ルゲ油は又材着吸油、剤理処油	Bスンエフルイオ		剤化ルゲ油は又材着吸油、	
表に掲げる長さ	当該施設で保管することができる量に応じ、それぞれ次に必要となる量	当該施設で保管することができる量に応じ、想定排出量の二割に相当するB重油を処理する	表に掲げる長さ	当該施設で保管することができる量に応じ、それぞれ次の	
特定油の量に応じ、それぞれ次に必要となる量	当該施設で保管することができる量に応じ、想定排出量の二割に相当するB重油を処理する	表に掲げる長さ	表に掲げる長さ	当該施設で保管することができる量に応じ、それぞれ次の	

号三第三の条九十三第法三			
者 の留 きとすをの 管 施 るがる係 理 設 係でこ留 船 上 ト 数 總			
剤理処油	Bスンエフルイオ	剤化ルグ油は又材着吸油	、剤理処油
油を処理するため必要な量	当該係留施設に係留することがで きる最大の船舶の総トン数に応じ、 想定排出量の二割に相当するB重 油を処理するため必要な量	当該係留施設につき係留するこ とができる最大の船舶の長さの一 五倍の長さ	当該施設で保管することができる 特定油の量に応じ、想定排出量の 二割に相当するB重油を処理する ために必要な量

理 設 者 の 管		口 以 外 の イ ン	者 る げ 掲 に
剤 化 ル グ 油 は 又 材 着 吸 油 、 剤 理 处 油	B スン エ フ ル イ オ は 又 A スン エ フ ル イ オ	剤 化 ル グ 油 は 又 材 着 吸 油 、	
油を処理するためには必要な量	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数に応じ、想定排出量の二割に相当するB重量	当該係留施設につき係留することができる最大の船舶の長さの一・五倍の長さ	

特 定 ト リ ( キ ル ) シ ロ 量 油	想 定 排 出 シ ロ ( ト リ キ 量 )	総 ト ン 数 ト ン
5 満未 0 0 0 , 1 上以 0 0	1 0	2 満未 0 0
1 満未 0 0 0 , 5 上以 0 0 0 ,	1 5	2 満未 0 0 5 上以 0 0
5 満未 0 0 0 , 0 1 上以 0 0 0 ,	2 0	5 満未 0 0 0 , 1 上以 0 0
1 満未 0 0 0 , 0 5 上以 0 0 0 , 0	3 0	1 満未 0 0 0 , 5 上以 0 0 0 ,
5 満未 0 0 0 0 , 0 1 上以 0 0 0 0 ,	7 0	5 満未 0 0 0 , 0 1 上以 0 0 0 ,
1 満未 0 0 0 0 , 0 2 上以 0 0 0 0 , 0	1 0 0	1 満未 0 0 0 , 0 5 上以 0 0 0 , 0
2 上以 0 0 0 , 0 0	2 0 3	5 満未 0 0 0 , 0 0 1 上以 0 0 0 , 0
	3 0 2	1 上以 0 0 0 , 0 0

想定排量	出荷量	(キロ)	トリル
	1		
	0		
	1		
	5		
	2		
	0		
	2		
	5		
	3		
	0		
	4		
	0		
	5		
	0		

る場合にあつては、その者について、これらの係留施設に係る特定油防除資材の数量のうちいづれか大きい数量とする。

二  
ハ　この表中第三号の場合にあつては、当該  
管理者の管理する係留施設に係留すること  
ができる最大の船舶の総トン数に応じ、そ  
れぞれイの表に掲げる量

3  
この表中第一号及び第三号の数量の欄に掲げる数量は、船舶所有者が2以上上の船舶に係る特定油防除資材を同一の備付基地に備え付けておく場合にあつては、当該船舶所有者（当該船舶所有者が2以上ある場合にあつては、それぞれの船舶所有者）について、その所有する船舶に係る特定油防除資材の数量のうち最大の数量とする。の場合において、二以上の船舶所有者がそれぞれ当該特定油防除資材の全部又は一部を使用することができる」とされているときは、当該全部又は一部の数量をそれぞれの船舶所有者が備え付けている特定油防除資材の数量とみなす。

4 きい数量とする。  
この表中第三号口の数量の欄に掲げる数量  
(オイルフェンスに係るものに限る。)は 同号  
口に規定する係留施設の管理者が当該係留施設  
から五百メートルの距離の範囲内にある他の同  
号口に規定する係留施設の管理者である場合に  
あつては、その者について、これらの係留施設  
に係る特定油防除資材の数量のうちいずれか大  
きい数量とする。

この表中第三号の数量の欄に掲げる数量（油處理剤、油吸着材又は油ガル化剤に係るものに限る。）は、法第三十九条の第三第三号に規定する係留施設の管理者が当該係留施設の所在する港の区域（港則法に基づく港の区域（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第一の港の名称の欄に掲げる港にあつては、同表の境界の欄に掲げる区域）をいう。）において他の同号に規定する係留施設を管理してい

別表第四（第四十条関係）

型式の承認	型式の変更	油吸着材	油ゲル化剤	油処理剤	オイルフエ	粉碎装置	汚水処理装	ふん尿及び二四六、二〇〇円	型式承認
	七〇〇円	一七〇、 七〇〇円	一七〇、 七〇〇円	九八、 七〇〇円	〇〇〇円	一六〇、 二〇〇円	一台につき	九、 二〇〇円	検定
一件につき	一個につき	容器又は包装	容器又は包装	一個につき	二十メートル 又はその端数 につき	一、四〇	〇円	一一、 三〇〇円	
〇円	九、 三〇	五七〇円	三九〇円	二三〇円	〇円	九、 二〇〇円	一台につき	九〇〇円	

付 四

別表第五 (第四十条関係)										付明書の交付	検定合格証	明書の再交証	検定合格証	
付明書の再交証	検定合格証	明書の交付	検定合格証	明書の再交証	付明書の交付	検定合格証	明書の再交証	付明書の交付	検定合格証	付明書の交付	検定合格証	明書の再交証	検定合格証	
付明書の交付	検定合格証	明書の交付	検定合格証	明書の承認	型式の変更	油ゲル化剤	油吸着材	油処理剤	オイルフエ	粉碎装置	汚水処理装置	ふん尿及び二四六、七〇〇円	型式承認	
						五〇〇円	一七〇、一〇〇円	〇〇〇円	九八、一〇〇円	八〇〇円	一五九、二〇〇七、八〇〇円	一台につき	一通につき	
一通につき	一通につき	一件につき	一件につき	容器又は包装	容器又は包装	一、三五〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	三、一〇〇円	一、五五〇円
〇円	二、八五	〇円	一、三五〇円	〇円	九、一〇〇円	五七〇〇円	三九〇円	二三〇円	一、〇〇〇円	〇円	九、一〇〇円	一、一〇〇円	〇円	一、五五〇円

第1回休心(第8集之4回目) (完)

(六三)

例題解説

中月日  
様

式

## (第8条の4関係)

## 第1号の2様式（第8条の5関係）

(裏面)	
洋出する油の種類その他の 情報を記入する欄面	

備考 1 同様の大きさに、日本海運規則A附録2を記入すること。  
2 申請者の氏名又は登録及び登録番号に記入には、ふりがなを付すること。  
3 請出請求は、船舶又はその他の船舶機器を特定できる形によること。

## 第1号の3様式（第11条の3関係）

第1号の3様式（第11条の3関係） (一)	
油 記 録 薄 OIL RECORD BOOK	
機 間 区 域 に 及 ぶ る 作 業 Machinery space operation	
(下 べ て の 部 分) (All slips)	
船 名 _____ 船舶番号又は登録番号 _____ 船型番号 _____ 総 ト ン 数 _____ 期 間 期 間 from _____ to _____ まで	

(二)					
Date	Code No. (アルファベット) Serial	當 日 日 月 年 (番号)	當 日 日 月 年 (番号)	當 日 日 月 年 (番号)	當 日 日 月 年 (番号)
船舶の運航監視の責任者 運航責任者の署名 Name of officer in charge Signature of officer in charge					
油漏れ防止管理者の署名 (油漏れ防止装置の責任者) Name of officer in charge Signature of officer in charge					
船 長 の 署 名 Signature of Master					

第1号の4様式（第11条の3関係）

[—]			
油記録簿			
OIL RECORD BOOK			
貨物及び水バケットによる作業			
Cargo/hawser operations			
(油タaker)			
(Oil takers)			
船名	名		
Name of ship	_____		
船舶番号又は识别符号			
Distinctive number			
or letters			
総トン数	Gross tonnage		
Period	期間	から	まで
	from	to	

法規防止管理者の署名  
(法規防止管理者の責任)  
\_\_\_\_\_

船長の署名  
Signature of Master

題名		書名の 内 容
(A)	1. 総論	総論の構成
	2. 計算機による計算機の構成	構成の基礎知識
	3. 構成の基礎知識	構成の基礎知識
	4. プログラムの実行過程	プログラム実行過程
	5. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	6. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	7. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	8. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	9. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	10. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	11. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	12. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	13. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	14. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	15. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	16. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	17. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	18. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	19. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	20. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	21. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	22. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	23. プログラム実行過程	プログラム実行過程
	24. プログラム実行過程	プログラム実行過程

第1号の4の2様式（第12条の2の2関係）

## 第1号の4の3様式（第12条の2の4関係）

第1号の4の4様式（第12条の2の30関係）

83	受入施設の名称
84	処分した水ペラストの総量。(立方メートルに上る。)
85	港湾当局の職員の署名及び印章並びにその日付

海岸汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の2の4第1項の規定により交付する。

第12条の2の4様式 (第12条の2の3の関係) (一)	
荷役荷物記録簿	
CARGO RECORD BOOK	
船名 Name of ship	<hr/>
船舶番号又 IMO番号等 Distinguishing number or letters	<hr/>
船舶登録地番 IMO number	<hr/>
期日 Date	<hr/>
期間 Period	From <hr/> To <hr/> 年 <hr/> 月 <hr/> 日 <hr/> 年 <hr/> 月 <hr/> 日 <hr/> 年 <hr/> 月 <hr/> 日

貨物及び積荷タンクの平図面 PLAN VIEW OF CARGO AND SLOP TANKS		
(内に記載する。) (to be completed on board)		
	タンクの識別記号 (identification number of the tanks)	容 量 (capacity)
(各タンクの容量を 示すことを 意味すること) (to indicate the location (of pump room)		
(各タンクの容量を 示すことを 意味すること) (to indicate the capacity of each tank = (order notice))		





第1号の5の4様式（第12条の3の9関係）

書類番号		確認年月日	年 月 日
申請によりますとその者名又は本名又は住居及び会員登記上に記載のその他の登記事項を記入する旨の申出			
申請によりますとその登記の種類			
申請によりますとその登記の種類番号又は登記番号			
登記 要領 部	地 図 並 記 述 ト 取	期 限 年 度	施行区域
登 録 領 域			
登 録 番 号	確認年月日		
登 録 年 度	年 月 日		
登 録 方 法	1. 被登録の跡地に当たつては、各種関連法則を遵守すること。 2. 被登録の跡地に當たつては、被登録地主は被登録地主に故意に迷惑を及ぼさず、係争を受けること。		
登 録 事 項	申請年月日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

## 第1号の5の5様式（第12条の3の9関係）

諸君，因循不為者多時，只在那裡懶惰，到人間來受些

第1号の6様式（第12条の4関係）

第1号の文様式(第12条の4 開設)		(業種)
登記入 印押	登 記 中 請 書	年 月 日
審査官海上保安本部長		
氏名 又は名称及び住所 又は登記番号及び登記事務所 代表者の氏名及び住所		
海港汚染等及び船上灾害の防止に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請しま す。		
船・航 番	船 名	船 型
建 造 ナン バー	航 行 国 域	船舶登録の主たる 港点
就業目的の種類		
主な就業場所		
主な就業場所に 就業する乗組員の航行 区域		
主な就業場所の 就業名又は名前 及び就業場所に 就いて記載する その代表者の氏 名及び住所		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。  
2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに略称には、ふりがなを付すること。  
3 著作物の種類は、当該著作物の物理的化学的性質及び当該著作物が複合物で構成された場合その組成をあわせて記載すること。  
4 主な排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

## 第1号の7様式（第12条の6関係）

## 第1号の8様式（第12条の7関係）

第1号の9様式（第12条の14関係）

## 第1号の9の2様式（第12条の14の7関係）

1) 用紙の大きさと、紙の種類を規定する。例) A4をとる。

2) 登録年月日は、当該請求について登録11条の規定(第12条の第4項の規定による登録簿への記載をしたとき)、当該登録をした年月日とする。

3) 文交付年月日は、第12条の第9項第5項の規定による書換文をすする旨登録済簿にあっては、当該書換文の年月日とし、再交付をする旨登録済簿にあっては、当該再交付の年月日とすること。

4) 装置の設置及び構造の概要は、第12条の3の11第1項各号に関する転帳の設置及び構造の概要を記載すること。

第1回の本構成(第12条の图例)	
12-1	12-2
12-3	12-4
12-5	12-6
12-7	12-8
12-9	12-10
12-11	12-12
12-13	12-14
12-15	12-16
12-17	12-18
12-19	12-20
12-21	12-22
12-23	12-24
12-25	12-26
12-27	12-28
12-29	12-30
12-31	12-32
12-33	12-34
12-35	12-36
12-37	12-38
12-39	12-40
12-41	12-42
12-43	12-44
12-45	12-46
12-47	12-48
12-49	12-50
12-51	12-52
12-53	12-54
12-55	12-56
12-57	12-58
12-59	12-60
12-61	12-62
12-63	12-64
12-65	12-66
12-67	12-68
12-69	12-70
12-71	12-72
12-73	12-74
12-75	12-76
12-77	12-78
12-79	12-80
12-81	12-82
12-83	12-84
12-85	12-86
12-87	12-88
12-89	12-90
12-91	12-92
12-93	12-94
12-95	12-96
12-97	12-98
12-99	12-100
12-101	12-102
12-103	12-104
12-105	12-106
12-107	12-108
12-109	12-110
12-111	12-112
12-113	12-114
12-115	12-116
12-117	12-118
12-119	12-120
12-121	12-122
12-123	12-124
12-125	12-126
12-127	12-128
12-129	12-130
12-131	12-132
12-133	12-134
12-135	12-136
12-137	12-138
12-139	12-140
12-141	12-142
12-143	12-144
12-145	12-146
12-147	12-148
12-149	12-150
12-151	12-152
12-153	12-154
12-155	12-156
12-157	12-158
12-159	12-160
12-161	12-162
12-163	12-164
12-165	12-166
12-167	12-168
12-169	12-170
12-171	12-172
12-173	12-174
12-175	12-176
12-177	12-178
12-179	12-180
12-181	12-182
12-183	12-184
12-185	12-186
12-187	12-188
12-189	12-190
12-191	12-192
12-193	12-194
12-195	12-196
12-197	12-198
12-199	12-200
12-201	12-202
12-203	12-204
12-205	12-206
12-207	12-208
12-209	12-210
12-211	12-212
12-213	12-214
12-215	12-216
12-217	12-218
12-219	12-220
12-221	12-222
12-223	12-224
12-225	12-226
12-227	12-228
12-229	12-230
12-231	12-232
12-233	12-234
12-235	12-236
12-237	12-238
12-239	12-240
12-241	12-242
12-243	12-244
12-245	12-246
12-247	12-248
12-249	12-250
12-251	12-252
12-253	12-254
12-255	12-256
12-257	12-258
12-259	12-260
12-261	12-262
12-263	12-264
12-265	12-266
12-267	12-268
12-269	12-270
12-271	12-272
12-273	12-274
12-275	12-276
12-277	12-278
12-279	12-280
12-281	12-282
12-283	12-284
12-285	12-286
12-287	12-288
12-289	12-290
12-291	12-292
12-293	12-294
12-295	12-296
12-297	12-298
12-299	12-300
12-301	12-302
12-303	12-304
12-305	12-306
12-307	12-308
12-309	12-310
12-311	12-312
12-313	12-314
12-315	12-316
12-317	12-318
12-319	12-320
12-321	12-322
12-323	12-324
12-325	12-326
12-327	12-328
12-329	12-330
12-331	12-332
12-333	12-334
12-335	12-336
12-337	12-338
12-339	12-340
12-341	12-342
12-343	12-344
12-345	12-346
12-347	12-348
12-349	12-350
12-351	12-352
12-353	12-354
12-355	12-356
12-357	12-358
12-359	12-360
12-361	12-362
12-363	12-364
12-365	12-366
12-367	12-368
12-369	12-370
12-371	12-372
12-373	12-374
12-375	12-376
12-377	12-378
12-379	12-380
12-381	12-382
12-383	12-384
12-385	12-386
12-387	12-388
12-389	12-390
12-391	12-392
12-393	12-394
12-395	12-396
12-397	12-398
12-399	12-400
12-401	12-402
12-403	12-404
12-405	12-406
12-407	12-408
12-409	12-410
12-411	12-412
12-413	12-414
12-415	12-416
12-417	12-418
12-419	12-420
12-421	12-422
12-423	12-424
12-425	12-426
12-427	12-428
12-429	12-430
12-431	12-432
12-433	12-434
12-435	12-436
12-437	12-438
12-439	12-440
12-441	12-442
12-443	12-444
12-445	12-446
12-447	12-448
12-449	12-450
12-451	12-452
12-453	12-454
12-455	12-456
12-457	12-458
12-459	12-460
12-461	12-462
12-463	12-464
12-465	12-466
12-467	12-468
12-469	12-470
12-471	12-472
12-473	12-474
12-475	12-476
12-477	12-478
12-479	12-480
12-481	12-482
12-483	12-484
12-485	12-486
12-487	12-488
12-489	12-490
12-491	12-492
12-493	12-494
12-495	12-496
12-497	12-498
12-499	12-500
12-501	12-502
12-503	12-504
12-505	12-506
12-507	12-508
12-509	12-510
12-511	12-512
12-513	12-514
12-515	12-516
12-517	12-518
12-519	12-520
12-521	12-522
12-523	12-524
12-525	12-526
12-527	12-528
12-529	12-530
12-531	12-532
12-533	12-534
12-535	12-536
12-537	12-538
12-539	12-540
12-541	12-542
12-543	12-544
12-545	12-546
12-547	12-548
12-549	12-550
12-551	12-552
12-553	12-554
12-555	12-556
12-557	12-558
12-559	12-560
12-561	12-562
12-563	12-564
12-565	12-566
12-567	12-568
12-569	12-570
12-571	12-572
12-573	12-574
12-575	12-576
12-577	12-578
12-579	12-580
12-581	12-582
12-583	12-584
12-585	12-586
12-587	12-588
12-589	12-590
12-591	12-592
12-593	12-594
12-595	12-596
12-597	12-598
12-599	12-600
12-601	12-602
12-603	12-604
12-605	12-606
12-607	12-608
12-609	12-610
12-611	12-612
12-613	12-614
12-615	12-616
12-617	12-618
12-619	12-620
12-621	12-622
12-623	12-624
12-625	12-626
12-627	12-628
12-629	12-630
12-631	12-632
12-633	12-634
12-635	12-636
12-637	12-638
12-639	12-640
12-641	12-642

第1号の文様式（第12条の14問係）

（a）最近二個月的飲食內容	
1. 飲水	飲水量是否正常
2. 飲水之外是否還有攝取	
3. 喝水、喝湯、茶	
（b）最近二個月的運動內容	
1. 運動的時間是否正常	運動時間是否正常
2. 運動的次數是否正常	運動次數是否正常
3. 運動的強度是否正常	運動強度是否正常
4. 運動的項目是否正常	運動項目是否正常
5. 運動的時間是否正常	運動時間是否正常
6. 運動的次數是否正常	運動次數是否正常
7. 運動的強度是否正常	運動強度是否正常
8. 運動的項目是否正常	運動項目是否正常
（c）最近二個月的睡眠內容	
9. 睡眠的時間是否正常	睡眠時間是否正常
10. 睡眠的品質是否正常	睡眠品質是否正常
11. 睡眠的次數是否正常	睡眠次數是否正常
（d）最近二個月的大小便內容	
12. 大便的量是否正常	大便量是否正常
13. 大便的性質是否正常	大便性質是否正常
14. 大便的時間是否正常	大便時間是否正常
15. 大便的次數是否正常	大便次數是否正常
16. 大便的強度是否正常	大便強度是否正常
17. 小便的量是否正常	小便量是否正常
18. 小便的次數是否正常	小便次數是否正常
19. 小便的時間是否正常	小便時間是否正常
20. 小便的強度是否正常	小便強度是否正常
（e）最近二個月的性生活內容	
21. 性生活的時間是否正常	性生活時間是否正常
22. 性生活的次數是否正常	性生活次數是否正常
23. 性生活的強度是否正常	性生活強度是否正常
24. 性生活的項目是否正常	性生活項目是否正常

備考 11の洗浄方面については、ホースを使用した手による洗浄であるか、機械による洗浄であるか

## 第1号の9の3様式（第12条の14の8関係）

第1号の9の4様式（第12条の14の10問）

第1分の4様式(第12条の14の10関係)	
承 請 書 各 文 附 申 請 書	
年 月 日	
附 名又は本姓と母姓 別にあつたときは その本姓の氏名	
兩空印を捺すところ する理由	
印	私印
使用 私印	同 上
私印 私印	同 上
私印 江口保蔵	通 トシ 敷

第1号の9の5様式（第12条の14の16問）  
係( )

(一)					
BALAST WATER RECORD BOOK					
船のバルストラウトの管理の規則及び規則のための国際的 INTLATIONAL CONVENTION FOR THE CONTROL AND MANAGEMENT OF SHIPS' BALAST WATER AND SEDIMENTS					
期	Period	起	from	止	to
Name of Ship					
IMO number		船舶登録番号		登録番号	
IMO number		船舶登録番号		登録番号	
Gross tonnage		総トン数		総トン数	
Flag		国籍		国籍	
Total Ballast Water capacity(cubic meters) _____					
この船舶は常にバルストラウトの上部を覆うべきである。 This ship is provided with a Ballast Water Management plan in accordance with regulation A-4 この船舶は常にバルストラウトの上部を覆うべきである。 This ship is in accordance with regulation A-4 この船舶は常にバルストラウトの上部を覆うべきである。 This ship is in accordance with regulation A-4					
Diagram of ship indicating ballast tank:					

記入手帳の使用と作業手帳の各要素	
番 号	作 業 の 内 容
3.1.1	最初の一歩(タスク)の開始のみ →最後の仕事、最終仕事は別途記録(種別/時間/度数など)、又は 最終仕事は別途記録(種別/時間/度数など)、又は 最終仕事は別途記録(カタメリストによる。)
3.1.2	最初の一歩(タスク)の開始のみ(カタメリストによる。)
3.1.3	最初の一歩(タスク)の開始のみ(カタメリストによる。)
3.2	動作記入(1)最初の一歩(タスク)の開始は記録
3.2.1	初期の動作(時間)
3.2.2	初期の動作(度数)
3.2.3	初期の動作(度数)×バスク(内勤)防除装置を引いて(手洗いなし)
3.2.4	手洗いを行った動作の度数
3.3	動作記入(2)最初の一歩(タスク)の開始
3.3.1	最初の一歩(タスク)の開始(種別/時間/度数など)
3.3.2	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.3.3	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.3.4	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.4	登入記入(1)最初の一歩(タスク)の部分
3.4.1	最初の歩み(時間)
3.4.2	最初の歩み(度数)
3.4.3	最初の歩み(内勤)防除装置を引いて(手洗いなし)
3.4.4	最初の歩み(カタメリストの欄)(カタメリストによる。)
3.4.5	最初の歩み(カタメリストによる。)
3.4.6	最初の歩み(カタメリストによる。)
3.5	動作記入(3)最初の一歩(タスク)の開始のみ(カタメリストによる。)
3.5.1	最初の一歩(タスク)の開始(種別/時間/度数など)
3.5.2	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.5.3	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.5.4	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.5.5	最初の一歩(タスク)の開始(カタメリストによる。)
3.6	動作記入(4)最初の一歩(タスク)の部分
3.6.1	最初の一歩(タスク)の部分(カタメリストによる。)

# 第1号の9の6様式（第12条の15関係）

第1号の文書名(第2号は回数)		(表題)
承認申請書		
年月日		
管区海上保安本部長 聲		
船舶登録簿に記載する船舶の所有者並に 船舶の運航に係る責任者(船舶の運航に係る責任者に あつては、船舶の運航に係る責任者の本名及び住地)		
船舶登録簿及び船舶の航行に關係する法律施行規則第12条の35において總務省令第1号の規則 の規定により、次のとおり申告します。		
試験、研究又は調査の目的		
上級 船員 の資 格 証 明 書	船 名 の 通 用	一立方センチメートル当たり 立法センチメートル ) )
發 航 地	年 月 日	
航 行 路 線 圖 面 積 度	回 數 記 入 年 月 日	
港出港域に於ける航行経路		
港出 定 年 月 日		
港 出 港 域		
試験、研究又は調査の方法		

(第6回)

① 船底の大きさは、日本船規格入列4番とすること。  
② 単著者の氏名又は名称及び住所には、ふりがなを付すること。  
③ 排出海域は、緯度度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

第1号の9の8様式（第12条の16関係）

第1号の10様式（第12条の16の2関係）

## 第1号の11様式（第12条の17の2関係）

備考  
1 用語の定義と略語、本規約用語を列記すとすること。  
2 許可申請の手続等の手順を列記すとすること。  
3 許可手続及び許可の年数の欄には、廃棄物海洋投入分込（実更）許可証の許可番号及び該番号の年数を記載すること。  
4 廃棄物を船舶に積載して運搬する上などとすると、使用船別の概要（船名など、ふりがなを付記すること。）及び該船起止日を記載すること。  
5 港出港地は、経路次点までの各海港地を示す方法により表示すること。  
6 記入欄にその記入事項をすべて記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

第1号の目標式	(第12条の1の2の問題)	(→)
海洋施設の法規基準  海洋施設の名前_____  海洋施設の位置_____  海洋施設の型式_____  用 量 _____kg/s _____ 吨で		

*...the first time I had seen him, he was wearing a dark suit and a white shirt with a tie. He had short brown hair and was smiling at me. I was wearing a pink dress and a white belt. We were standing in front of a building with a large clock tower in the background. The sky was clear and blue.*

第2回の実験に用いた装置をまとめると、以下のとおりである。当該作業の内容を表す記号を付けて記入しておこなうこと。	
記号	実験の内容
(A)	1 受入れられた水槽の内部の状況 2 水槽に投入された魚の状況 3 水槽に投入された種類(種名) (カムフラージュ上りふくらみ)
(B)	1 水槽の外部の構造 2 水槽の内部の構造 3 水槽に投入された魚の状況 4 水槽に投入された種類(種名) (カムフラージュ上りふくらみ)
(C)	1 水槽に投入された魚の状況 2 水槽に投入された種類(種名) (カムフラージュ上りふくらみ)
(D)	1 水槽に投入された魚の状況 2 水槽に投入された種類(種名) (カムフラージュ上りふくらみ)

## 第1号の12様式（第12条の17の2関係）

第1号の12様式	(第12条の1の1) 第2項
(一)	
海岸施設の有害液体物質記録簿	
海岸施設の名称 _____	
海岸施設の位置 _____	
海岸施設の空港 _____	
期	間 _____年_____月_____日

番号		学年	作業の内 容
(A)		小学校1年生	1. 他の生徒が持つ物質を「受け入れ 受け入れたもの」として扱う。 2. 有形の物体を保持する行為の記載(船の帆、船艤橋等)、紹介(立方メートル)。 3. 受け入れた他の物体の種類及び量(立方メートル)。 4. 受け入れたものと「持ち込まない」。
(B)		小学校2年生	1. 他の生徒が持つ物質を「受け入れ 受け入れたもの」として扱う。 2. 有形の物体を保持する行為の記載(船の帆、船艤橋等)、紹介(立方メートル)。 3. 受け入れた他の物体の種類及び量(立方メートル)。 4. 受け入れたものと「持ち込まない」。
(C)		小学校3年生	1. 他の生徒が持つ物質を「受け入れ 受け入れたもの」として扱う。 2. 有形の物体を保持する行為の種類及び量(立方メートル)。 3. 受け入れたものと「持ち込まない」。





水中的部分の濃度		溶出物質の拡散係数	
		最 大	最 小
セチ	立 方 センチ メートル	立 方 センチ メートル	立 方 センチ メートル
トル			
立方 メートル		立 方 メートル	立 方 メートル

水系別別の排水の化学的懸濁要求量及び排水量  
化学的懸濁要求量で示した汚漏負荷量の測定手法の概要

1) 特定排水(排水のうち、廻路地盤建設を設置した工場又は事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、なら冷却塔等その他の用途でその用途に供することにより排水の化学的懸濁要求量で示した汚漏負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。)の

(2) 特定排水の1日当たりの化学的酸素要求量で表示した汚漏負荷量の算定方法



第4号様式（第13条関係）

#### 第4号題 (第1-3条問題)



6 關係港湾基本施設の状況

備考 1 施設の大きさは、日本港湾規則第4条番のこと。

2 英語地図表の種類の欄は、又は、沿岸、海上分隔設置、回ぬ防護柵、地形物候、地図の説明、排水設置、潮汐処理場、岸際施設、用地、その他の別に記載するること。

3 4について、指定地域内潮処理施設又は潮漏特定潮処理施設である場合に記載すること。

4 5について、総施設基準が適用される指定地域内潮処理施設である場合に記載すること。

## 第4号の2様式（第37条の17関係）

第4号の2種式(第37条の17関係)  
(注1) 4は、0.5センチメートル(コンテナ及びボータブルタンク(内容積が3000リットル以下のものを除く)に対する標準については、1.25センチメートル)以上とする。ただし、この大きさの標識を付すことは困難となる場合にあっては、この限りでない。



部分	色彩
地	白
線	黑

第5号様式（第38条関係）

税前利润		税后利润	
收入	支出	收入	支出
利息收入 因投资而获得收入 租金收入 股息收入		运营管理人员 工资 福利费 租赁费用 折旧摊销 融资成本 融资费用 人工成本 促销费用 薪资 利息	
合计		合计	

1) 開業の手続きは、日本損害保険協会様に手順を尋ねます。

2) (1)の(1)の(1)は、次のとおりです。

(1)被保険者の年齢が65歳未満の場合は、被保険者について記載すること。  
例)被保険者名: 田中 一郎  
年齢: 30歳

(2)被保険者の年齢が65歳以上の場合は、被保険者について記載すること。  
例)被保険者名: 田中 一郎  
年齢: 65歳

3) 保険料の支払方法は、(1)の(1)から(4)までに掲げる項目の組合せによるところ。

(1) 人件費の場合は、給料、手賃、員外賃、退職金、雇用又は賃貸の額を算定する。

(2) 勤務時間の場合は、賃金、水道料、通勤費等賃用費額に応じて計算する。

(3) 勤務場所の場合は、賃金、賃料、交際費、広告宣伝費等一般経営のために必要な費用を算定する。

(4) 料金主義の場合は、料金管理費と運送費を組合めて、それまでの額を算定すること。

問 2 開発の大きさは、日本企画賞入賞4番目をすること。  
2) (1)の記述は、次の要領によること。  
①既存販売の欄は、次に掲げる点に係る範囲について記載すること。  
イ 購入  
ロ 日本企画賞K2205(基準)による販量  
ハ 基準の範囲以外の範囲で日本企画賞K2204(仮製品一基準試験方法)のうちに記載したこととされ、製造40個以下の限度で体積/56.25%+セントを超える量が記載された範囲  
カ、販売

第6号の2様式(第20条基盤)	
発 売 物	津 出 状 況 報 告 書
( 年 月 日 から )	( 年 月 日 まで )
年月日	
署名上級女幹部長 殿	
佐々木又吉又吉の印	
日本に於いて日本の	
税關に於いて日本に	
海内内務省及び外務省の防諭に於ける法律第46条第3項の規定により、次のとおり報告	
申 請 事 項	
輸出物の輸出のための 税關に於て手続した回数	輸入物の輸入のための 税關に於て手續した回数
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

参考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。  
2 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。

## 第6号の2様式（第38条関係）

第6号の3様式（第38条関係）  
（第38条関係）

第6号の3様式（第38条関係）	
港料油消費実績・二輪化油蒸発産業規制検査登録書 (年月日から年月日まで)	
年月日	
規	
氏名又は名称及び住所 並びにあわせては その代表者の名	
海岸汚染等及び船上災害の防止に関する法律第46条第4項の規定により、次のとおり報告しま	
船名	
船舶所有者の名又は 船舶及び船舶会社に付 けられた記号又はその代 替の船名	
船舶港又は定置港	
船トシ・数	航費支拂トント数
燃料油の種類	燃料油の消費量 (トントン) 航行距離 (海里)
航行回数(回数別別	
備	

(注) 1. 船籍の交付者は、日本通運規則入列登録すること。  
2. 船トントン数の欄には、法律第46条の規定による総トントン数を記載すること。

第7号様式（第39条関係）  
（第39条関係）

第7号様式（第39条関係）	
(一) 立入検査証	
立入検査証 官職 氏名 年月日 年月日	署 年月日 年月日
国土交通大臣	
タセンシメートル	
(二)	
立入検査証 官職 氏名 年月日 年月日	署 年月日 年月日
タセンシメートル	

第7号様式（第39条関係）	
(三)	
立入検査証 官職 氏名 年月日 年月日	署 年月日 年月日
タセンシメートル	

第7号様式（第39条関係）	
(四)	
立入検査証 官職 氏名 年月日 年月日	署 年月日 年月日
タセンシメートル	

## 第7号の2様式（第39条関係）

第八号様式（第三十九条の2、第四十条関係）

第8号様式(第39条の2、第4条各款)	平成 <sup>年</sup> 月 <sup>日</sup>
申 稿 納 付 書	
前	
申請者の氏名又 は登録及び住所	
下記の申請について手数料を納付します。	
1 申請項目	
2 全 領	
3 優 考	
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ① ② ③	